

松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(大洲税務署長、国税不服審判所長)
平成20年12月24日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 砂利採取業者等は、砂利採取事業に関する原告組合の同意の有無について事実上強い利害関係があることにかんがみれば、本件漁業協力金等は、砂利採取業者等が原告組合の有する共同漁業権漁場区域内で砂利採取等を行うことについて原告組合から同意を得ることを目的として支払われたものであると強く推認される一方、本件漁業協力金等の用途について、砂利採取等により被る損失の補填に留まらない、漁業に対する税金補填等の経営支援や高齢化対策といった福祉目的又は漁協機能施設などの共同利用施設の設置という目的に用いるべきであるとの認識を有することも認められ、本件漁業協力金等が個々の原告組合員に対する純然たる損失補償であるとは認めがたいことを併せ考慮すれば、本件漁業協力金等は、砂利採取業者等が原告の有する共同漁業権漁場区域内で砂利採取等を行うことについて原告組合が同意を与えることに対する対価であると認めるのが相当であるとされた事例
- (2) N地区以外の地区の漁業者から砂利採取等を行うことについての同意は得ておらず、また、共同漁業権の海域における砂利採取は共同漁業権の変更にあたる場所、原告組合が特別総会決議を経た事実もない以上、原告組合が砂利採取に同意した事実はなく、本件砂利採取区域内において共同漁業権を行使する権利を有するN地区の漁業者の同意を得て砂利採取業者へ通知したにすぎないと原告組合の主張が、共同漁業権漁場区域内における砂利採取が共同漁業権の変更にあたらないことは明らかであり、砂利採取等に対する同意不同意は、その他の法令又は定款上の総会決議事項にも当たらないことから、理事会で決定することができ、実際にも理事会が砂利採取等に同意する旨の決議を行っていることが認められ、N地区の漁業者からの賛同は、原告組合が同意不同意の判断の前提として得たものにすぎないと解することも可能であるとして排斥された事例
- (3) 砂利採取業者等に対する同意は事実行為であり、法的権利性が認められない以上、当該同意に対価性を是認することはできないとの原告組合の主張が、いわゆる準委任契約など、事実行為の対価として金銭を支払う合意も存在することから、原告組合の主張には理由がないとして排斥された事例
- (4) 本件漁業協力金等が原告の同意の対価であるとすれば、何故に地区間で各漁業者への配分が異なるかを説明し得ないとの原告組合の主張が、原告組合の理事は、各地区から選出される場所、本件漁業協力金等が原告組合に帰属する以上、組合内部での配分は、理事会における議論ないし交渉で決定されるものであり、各地区の規模や力関係などの要因によって、各地区への配分額が単なる組合員数に比例した額と異なるものとなることは、何ら不自然なことではないとして排斥された事例
- (5) 本件漁業協力金等が原告の同意の対価であるとすれば、漁業者に対する損失補償がないのであるから、砂利採取等に反対する漁業者は、その共同漁業権を行使する権利に基づいて、砂利採取行為等に対する妨害排除を求めることができ、さらには、許可漁業権者や自由漁業権者も損害賠償請求をすることができることとなり、当事者の主観的意思に反して不合理であるとの原告組合の主張が、

漁業そのものは気象状況や海流などの諸般の事情により大きく影響を受けやすいものであり、それゆえ砂利採取等により各漁業者が被る損害は、その因果関係の点でも、額の点でも調査、把握が極めて困難であることから、砂利採取業者等が各漁業者から差止請求又は損害賠償請求をなされるリスクを勘案した上で、各漁業者に対する損失補償契約を締結することなく、原告組合の同意を得ることで、原告組合による各漁業者との間の事実上の調整に期待したとしても何ら不合理とはいえないとして排斥された事例

- (6) 組合員の記名押印のある委任状を根拠に、各漁業者から漁業を営むことができないことによる損失の補償に関し、その代理人として、交渉、契約の締結、補償金の受領、配分等を行うことの委任を受けているとの原告組合の主張が、本件においては、本件漁業協力金等が各漁業者に対する損失補償金であること自体が争われているところ、委任状作成後に新たに原告組合に加入した組合員も多数いると認められるが、原告組合が総会に諮るなどの方法により、本件漁業協力金等に係る個々の契約に先立って、新たに加入した組合員から本件漁業協力金等に係る交渉、契約の締結、補償金の受領、配分等を行うことの委任を受けたことをうかがわせる証拠はないことから、委任状と本件漁業協力金等の関係は不明であり、委任状をもって本件漁業協力金等が損失補償金であるとか、各漁業者に帰属すると推認することはできないとして排斥された事例
- (7) 本件漁業協力金等の中には、「迷惑料」ないし「漁業補償」の名目で受領されたものもあるものの、金員を受領する際の名目は便宜的に付けられることがしばしばあり、必ずしも受領する金員の性格と一致するとは限らないことにかんがみれば、「迷惑料」ないし「漁業補償」の名目で本件漁業協力金を受領したからといって、本件漁業協力金等が原告組合の同意を得ることの対価であることと整合しないとまではいえず、各漁業者が受ける損失に対する「漁業補償」であることまで推認されるものではないとされた事例
- (8) 県は、県下の漁業組合に対し、組合員の委任を受けて漁業補償金を取得することを認めるとともに、これを組合員に公正に配分するように指導してきたとの原告組合の主張が、当該指導は昭和44年ころから行われているのに対し、砂利採取に伴う漁業補償問題は昭和53年ころから発生したというのであるから、当該指導が砂利採取に伴う漁業補償を念頭に置いたものとは認めがいととして排斥された事例
- (9) 国税庁は、通達により漁業補償金の仮受金勘定による経理を認めてきたのであり、支払者が国であれ私企業であれ、組合員の漁獲減少を填補する性格を有する以上、組合員への配分が予定されている部分の仮受金処理を認めなければならないとの原告組合の主張が、本件漁業協力金等が法的に各漁業者に当然に帰属すべき純然たる損失補償金であることを認めるに足りる証拠はないし、原告組合自らに帰属させることなく各組合員に配分することが当然に予定されていたとまでは認められないことから、仮受勘定を認める前提を欠くとして排斥された事例
- (10) 最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同平成元年7月13日第一小法廷判決・民集43巻7号866頁は、結論としての判断において、漁業補償金の帰属主体が現実に漁業操業に関し損失を被る漁業協同組合の組合員たる漁業者であることを認めているとの原告組合の主張が、当該判決は、漁業協同組合がその有する漁業権を放棄した場合に漁業権消滅の対価として支払われる漁業補償金は、漁業協同組合に帰属し、組合員はその配分を受ける立場にあるにすぎない旨を判示したものであることは明らかであり、原告組合の主張は独自の見解であるとして排斥された事例
- (11) 課税庁が、原告組合に対し、砂利採取業者等から受領した漁業補償金の個々の組合員に対する配分額を照会してきたことなどをもって、課税庁が漁業補償金を各組合員の所得であると認識して

きたからにはかならないとの原告組合の主張が、本件漁業協力金等が、直接組合員に帰属する場合も、いったん原告組合に帰属したうえで組合員に配分される場合も、結果的に組合員の所得を構成することには変わりがない以上、組合員への配分金に関する調査・指導をしたことをもって本件漁業協力金等が各漁業者に帰属することや仮受金勘定を認めたことにはならないとして排斥された事例

- (12) 原告組合らに対する課税処分以外には、同県内及び他県において砂利採取に伴う漁業補償金を漁業協同組合の益金とした課税処分の例はないとの原告組合の主張が、漁業協同組合が業者から受領した金員の帰属は、当該金員の支払われた趣旨によって個別に決まるものであるから、他の漁業協同組合に対する課税処分の例によって、本件漁業協力金等の帰属主体が左右されるものではなく、本件漁業協力金等が組合員の漁獲減少を填補する性格を有するとは認められないのであるから、他の漁業協同組合において組合員に配分した砂利採取に伴う漁業補償金について課税処分された例がないとしても、租税平等原則に違反することにはならないとして排斥された事例
- (13) 原告組合は、各旧漁業協同組合の合併により新設されたところ、各地先海域における共同漁業権を管理するために、各地区の漁業者で構成する任意組合（人格なき社団）が設立され、各地区の任意組合が合併前の各旧漁業協同組合の事業を引き継いで原告組合とは別の事業として行ってきたとの原告組合の主張が、任意組合の存在を認めるに足りる証拠はなく、各旧漁業協同組合単位の各地区ごとに経理される収入及び費用は、原告組合の下部組織としての支所の活動によって生じたものと認められるところ、内国法人は法人格ごとに納税義務を負い（法人税法4条）、法人税の課税対象となる所得金額は、支店・支所の活動によるものも含め、その法人の活動により生じた収益及び費用を合算して算出するから、下部組織の活動により生じた収入及び費用は、原告組合の所得金額に加算あるいは減算されるべきものであるとして排斥された事例
- (14) 租税法規における信義則の法理の適用要件
- (15) 本件漁業協力金等について、20数年余りの間、非課税の取扱いが税務署の指導により認められてきたこと、原告組合はその指導を信じてそれに基づいて仮受金の計上処理をしてきたこと、原告組合が税務署の指導を信じたことにつき何ら過失はないことなどを理由に、本件各更正処分は明らかに信義則に違反し、かつ裁量権を濫用した違法な処分であるとの原告組合の主張が、①課税庁が原告組合に対し、本件漁業協力金等の個々の組合員に対する配分額について調査・指導したことをもって、課税庁が本件漁業協力金等が各組合員に帰属することや仮受金勘定処理を認めた旨の公的見解を表示したとは認められず、②原告組合が課税庁に対して本件漁業協力金等の税務処理について積極的に相談をしたり指導を求めた事実はなく、③課税庁が過去の調査の際に、本件漁業協力金等についての仮受金勘定処理を是正しなかったとしても、それだけでは本件漁業協力金等を原告組合の所得として課税の対象としない旨の課税庁の黙示の意向の表明であるとまでは認めるに足らず、その他一切の事情を考慮しても信頼の対象となる公的見解の表示があったと認めるに足る証拠はないから、本件各更正処分について信義則の適用は認められないとして排斥された事例
- (16) 本件判決は、原告組合が審査請求においてした主張を意図的に脱漏させて判断しており、固有の瑕疵があるとの原告組合の主張が、国税不服審判所長は、原告組合の主張の要旨を的確に取り上げ、十分な理由と共にそれに対する判断を下していると認められるし、原告組合の独自の見解をあえて明示的には取り上げなかったとしても、裁量の範囲内であって、違法とまでは認められないとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1)～(13) 省略

(14) 租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、上記課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なくなく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて上記法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、上記特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに上記表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の上記表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同昭和62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁）。

(15)・(16) 省略

判	決
原告	A 漁業協同組合
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	本田 兆司
同	桂 秀次郎
同	秦 清
同	足立 修一
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	大洲税務署長 玉崎 博
裁決行政庁	国税不服審判所長 金子 順一
被告指定代理人	高橋 和貴
同	上岡 渉
同	長濱 裕行
同	伊東 司郎
同	小林 一秋
同	大西 耕司
同	中島 剛志
同	岡田 知美
同	松澤 悟
同	浪越 吉則
同	池見 融

同 河野 康
同 内藤 宜彦
同 岡田 令

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 大洲税務署長が原告に対して平成16年6月25日付けでなした平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を1億3064万0809円、過少申告加算税の額を396万1000円、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を1億2413万3024円、過少申告加算税の額を318万7000円、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を9675万1536円、過少申告加算税の額を251万4000円とする各更正処分のうち、総所得金額がそれぞれ794万5548円、2065万6457円、1540万7180円を超える部分並びに各賦課決定処分を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が、平成17年6月30日付けでなした平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税の各更正処分に対する各審査請求の裁決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、漁業協同組合である原告が、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度（以下「平成13年3月期」という。）、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度（以下「平成14年3月期」という。）及び平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」といい、平成13年3月期ないし平成15年3月期を併せて「本件各事業年度」という。）の法人税の各確定申告書を各法定申告期限までにそれぞれ提出したところ、大洲税務署長が、原告が本件各事業年度に砂利採取業者や建設業者などの業者（以下「砂利採取業者等」という。）から補償金等の名目で受領した、別紙4の別表①-1ないし3記載の金員（以下「本件漁業協力金等」という。）は原告に帰属するものであり、そのうち雑収入として計上された額を控除した残額は雑収入の計上漏れであることを主な理由として、本件各事業年度における各法人税の更正処分（以下それぞれ「平成13年3月期更正処分」、「平成14年3月期更正処分」、「平成15年3月期更正処分」といい、これらを併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下それぞれ「平成13年3月期賦課決定処分」、「平成14年3月期賦課決定処分」、「平成15年3月期賦課決定処分」といい、併せて「本件各賦課決定処分」という。）とともに、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各処分」という。）を行ったことから、原告が本件各

処分及びこれに係る裁決の取消しを求めた事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 法人税法 22 条 2 項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の売却、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) ア 租税特別措置法関係通達 6 4 (2) - 2 9 (以下「本件通達」という。)

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 (以下 6 4 (2) - 2 9 において「組合等」という。) が、その有する共同漁業権、特定区画漁業権又は入漁権 (以下 6 4 (2) - 2 9 において「共同漁業権等」という。) の消滅又はその価値の減少 (以下 6 4 (2) - 2 9 において「消滅等」という。) により措置法第 6 4 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価 (以下 6 4 (2) - 2 9 において「補償金等」という。) を取得した場合において、当該補償金等の額の全部又は一部を当該共同漁業権等の範囲内において漁業を営む権利を有する組合員に対して当該権利の消滅等による補償として配分することとしているため、その配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から 3 年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める。この場合において、当該補償金等の交付を受けた日から 3 年を経過した日において配分が確定していない金額があるときは、当該金額については、同日において組合等が収用等により取得した補償金等であるものとして措置法第 6 4 条から第 6 5 条の 2 までの規定を適用する。

イ 租税特別措置法 6 4 条 1 項 7 号

国若しくは地方公共団体 (その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。) が行い、若しくは土地収用法第三条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利又は鉱業権 (租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。) の消滅 (これらの権利の価値の減少を含む。) により、補償金又は対価を取得する場合

(3) 水産業協同組合法 7 2 条

合併後存続する組合又は合併に因って設立した組合は、合併に因って消滅した組合の権利義務 (当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。) を承継する。

(4) 砂利採取に係る同意に関する諸規定

ア 砂利採取法 1 6 条

砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事 (当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等 (河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第六条第一項に規定する河川区域 (同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。)、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区

域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者(同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わって行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。)の認可を受けなければならない。

イ 砂利採取法19条

都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

ウ 愛媛県海砂利採取認可要綱6条

海砂利の採取計画の認可基準は、次のとおりとする。

(3) 次の関係者の同意を得ているものであること。

ウ 関係漁業協同組合の同意

エ 愛媛県漁業調整規則45条

第1項 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第2項 前項の規定により許可を受けようとする者は、様式第11号による申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

2 争いのない事実等

(1) 当事者等

原告は、愛媛県大洲市に所在する漁業協同組合であり、昭和37年12月1日にA、B、C、D、E、F及びGの各漁業協同組合(以下それぞれ「旧A漁業協同組合」、「旧B漁業協同組合」、「旧C漁業協同組合」、「旧D漁業協同組合」、「旧E漁業協同組合」、「旧F漁業協同組合」、「旧G漁業協同組合」といい、これらを併せて「各旧漁業協同組合」というとともに、各旧漁業協同組合の地区を、以下それぞれ「A地区」、「B地区」、「C地区」、「D地区」、「E地区」、「F地区」、「G地区」という。)の合併により新設された(乙3の1ないし3の4)。原告は、水産業協同組合法72条の規定により、上記各漁業協同組合の権利義務を承継したことにより、漁業法6条2項に規定する共同漁業権を有している。原告の組合員は、同法8条1項の規定に基づき、原告が定めた共同漁業権行使規則による漁業を営む権利を有している。

(2) 平成13年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯等

ア 平成13年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯

原告は、大洲税務署長に対し、平成13年3月期について、所得金額794万5548円、納付すべき法人税額158万3100円とする法人税の確定申告書(乙14。以下「平成13年3月期確定申告書」という。)を法定申告期限までに提出した。

大洲税務署長は、原告の平成13年3月期の法人税についての確定申告に対し、下記イのとおり、法人税額の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った(甲15)。

イ 平成13年3月期更正処分及び同賦課決定処分の根拠

(ア) 所得金額 1億3064万0809円

(内訳)

a 申告所得金額 794万5548円

b 雑収入の計上漏れ額 1億2315万1118円

上記金額は、別紙3の平成13年3月期についての①ないし⑥、⑧ないし⑩及び⑫ないし⑰欄の各金額の合計額であり、いずれも原告の雑収入として計上すべきものと認められることから、雑収入の計上漏れ額として所得金額に加算されるべきである。

なお、④及び⑭ないし⑰については、原告の雑収入として計上されるべきことについて当事者間に争いが無い。

各雑収入の詳細は、別紙4の各別表の記載のとおりであるが、同各別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

c 指導事業支出の過大計上額 49万9580円

原告が、平成12年12月7日に指導事業支出として計上した50万円は、原告に帰属すると認められる別紙8⑦記載のG組合代表乙名義普通預金への資金移動であるから、支払手数料420円を控除した49万9580円は、損金の額に算入されず、原告の所得金額に加算されるべき金額である。

なお、上記金額については、原告の雑収入として計上されるべきことについて当事者間に争いが無い。

d 受取利息の計上漏れ額 1万5514円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金の利息収入額であり、受取利息計上漏れとして所得金額に加算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙5の別表⑱-1記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

e 寄附金の損金不算入額 1億1814万6073円

上記金額は、後記gの寄附金の計上漏れ額を申告済みの寄附金額に加算したものが、法人税法37条(平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの)及び同法施行令73条(平成14年3月31日政令第104号による改正前のもの)の規定に基づき算出される損金算入限度額を超える金額であり、所得金額に加算されるべき金額である。

f 欠損金の過大控除額 137万9832円

上記金額は、原告が、平成13年3月期確定申告書において繰越欠損金の当期控除額として所得金額から減算していたものであるが、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(平成13年3月9日付け)により、同事業年度の欠損金が0円とされ、これに伴い上記欠損金控除額も過大となることから、所得金額に加算されるべき金額で

ある。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該加算については争っていない。

g 寄附金の計上漏れ額 1億1972万円

上記金額は、原告が、組合員及びその関係者に対して、本件漁業協力金等の分配として支出した金額であり（当事者間に争いが無い）、直接的な事業関連性及び対価性のない金銭の贈与と認められるため、寄附金の計上漏れとして損金の額に算入し、所得金額から減算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙6の別表⑱-1記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

h 雑費の計上漏れ額 76万8284円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金から検査料等の諸経費として支出されているものであり、雑費の計上漏れとして所得金額から減算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙7の別表⑳-1記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

i 貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額 8572円

前記bの雑収入計上漏れのうちの別紙3④の傭船料の加算により、平成13年3月期の期末貸金の額が73万9000円増加することに伴い、法人税法52条2項（平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの）並びに租税特別措置法57条の9（平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの）及び同法施行令33条の8（平成13年3月30日政令第141号による改正前のもの）の規定による貸倒引当金の繰入限度額が8572円増加するため、同額が、貸倒引当金の繰入限度超過額の過大計上額として所得金額から減算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該減算については争っていない。

(計算)

$$a + b + c + d + e + f - g - h - i = 1億3064万0809円$$

(別紙2の平成13年3月期の所得金額⑱欄参照。)

(イ) 納付すべき法人税額 2857万6000円

(内訳)

a 所得金額に対する法人税額 2874万0800円

上記金額は、前記(ア)の所得金額（国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に法人税法66条（平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）16条に規定する税率（100分の22）を乗じた金額である。

b 控除所得税額等 16万4800円

上記金額は、原告が平成13年3月期確定申告書に記載した、法人税額から控除される所得税額等の額である。

(計算)

$a - b = 2857万6000円$ (ただし、国税通則法119条1項により100円未満切り捨て)

(ウ) 過少申告加算税額 396万1000円

(内訳)

a 国税通則法65条1項(平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づく過少申告加算税額 269万9000円

原告が、平成13年3月期更正処分に基づき新たに納付すべき法人税額は、前記(イ)の金額から、原告が平成13年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額158万3100円を控除した269万9290円であるところ、国税通則法65条1項の規定による過少申告加算税は、同額から国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた269万9000円に100分の10を乗じて算定した269万9000円である。

b 国税通則法65条2項の規定に基づく加算額126万2000円本件で、国税通則法65条3項2号(平成13年3月30日法律第6号による改正前のもの)所定の期限内申告税額は、原告が平成13年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額158万3100円に、前記(イ)bの控除所得税額等の金額16万4800円を加算した174万7900円であるところ、国税通則法65条2項の規定に基づく加算額は、前記aの269万9290円から上記174万7900円を控除して得た252万4500円から、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた252万4000円に、100分の5を乗じて算定した126万2000円である。

(計算)

$a + b = 396万1000円$

(3) 平成14年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯等

ア 平成14年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯

原告は、大洲税務署長に対し、平成14年3月期について、所得金額2065万6457円、納付すべき法人税額447万4000円とする法人税の確定申告書(乙15。以下「平成14年3月期確定申告書」という。)を法定申告期限までに提出した。

大洲税務署長は、原告の平成14年3月期の法人税についての確定申告に対し、下記イのとおり、法人税額の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った(甲16)。

イ 平成14年3月期更正処分及び同賦課決定処分の根拠

(ア) 所得金額 1億2413万3024円

(内訳)

a 申告所得金額 2065万6457円

b 雑収入の計上漏れ額 1億1709万3486円

上記金額は、別紙3「雑収入の内訳」の平成14年3月期についての①ないし③、⑤、⑥、⑨、⑩及び⑫ないし⑮欄の各金額の合計額であり、いずれも原告の雑収入として計上すべきものと認められることから、雑収入の計上漏れ額として所得金額に加算されるべきである。

なお、⑭及び⑮については、原告の雑収入として計上されるべきことについて当事者間に争いが無い。

各雑収入の詳細は、別紙4の各別表の記載のとおりであるが、同各別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

c 指導事業支出の過大計上額 49万9580円

原告が、平成13年11月29日に指導事業支出として計上した50万円は、原告に帰属すると認められる別紙8⑦記載のG組合代表乙名義普通預金への資金移動であるから、支払手数料420円を控除した49万9580円は、損金の額に算入されず、原告の所得金額に加算されるべき金額である。

なお、上記金額については、原告の雑収入として計上されるべきことについて当事者間に争いが無い。

d 受取利息の計上漏れ額 6836円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金の利息収入額であり、受取利息計上漏れとして所得金額に加算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙5の別表⑱-2記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

e 寄附金の損金不算入額 9345万2299円

上記金額は、後記hの寄附金の計上漏れ額を申告済みの寄附金額に加算したものが、法人税法37条（平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの）及び同法施行令73条（平成14年3月31日政令第104号による改正前のもの）の規定に基づき算出される損金算入限度額を超える金額であり、所得金額に加算されるべき金額である。

f 貸倒引当金の繰入限度超過額の損金算入過大額 8572円

前記(2)イ(ア)iに伴い、平成13年3月期の貸倒引当金の繰入限度超過額が8572円減少するため、同額が、前期貸倒引当金の繰入限度超過額の過大計上額として所得金額に加算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該加算については争っていない。

g 事業税の損金不算入額 93万3000円

上記金額は、平成9年4月1日から平成12年3月31日までの各事業年度の法人税の更正処分において事業税の額として損金の額に算入されたものを、原告が、平成14年3月期の確定申告において再度損金の額に算入したものであるが、かかる経理処理は認められないため、所得金額に加算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該加算については争っていない。

h 寄附金及び給与の計上漏れ額 9515万1400円

上記金額は、原告が、組合員及びその関係者に対して、本件漁業協力金等の分配として支出した金額であるところ（当事者間に争いが無い）、上記金額のうち原告の組合員に対するものは直接的な事業関連性及び対価性のない金銭の贈与と認められ、また、非組合員である原告の職員に対するものは給与と認められるため、寄附金及び給与の計上漏れとして、所得金額から減算されるべきである。

上記金額の詳細は、別紙6の別表⑩-2記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

i 雑費の計上漏れ額 156万8733円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金から検査料等の諸経費として支出されているものであり、雑費の計上漏れとして所得金額から減算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙7の別表⑪-2記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

j 貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額 8573円

前記(2)イ(ア)の雑収入計上漏れの中の別紙3④の傭船料の加算により、平成14年3月期の期末貸金の額が73万9000円増加することに伴い、法人税法52条2項（平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの）並びに租税特別措置法57条の9（平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの）及び同法施行令33条の8（平成14年8月1日政令第271号による改正前のもの）の規定による貸倒引当金の繰入限度額が8573円増加するため、同額が、貸倒引当金の繰入限度超過額の過大計上額として所得金額から減算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該減算については争っていない。

k 利子税の加算誤り 1万1000円

上記金額は、原告が平成14年3月期確定申告書において損金不算入として所得の金額に加算した附帯税等の額147万4100円に含まれる利子税であり、同税は損金に算入されるものであるため、所得税額から減算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該減算については争っていない。

l 事業税の損金算入額 1177万7500円

上記金額は、前記(2)の平成13年3月期更正処分に伴う増加所得金額1億2269万5261円に対する事業税相当額であり、所得金額から減算されるべき金額である。

(計算)

$a + b + c + d + e + f + g - h - i - j - k - l = 1億2413万3024円$ （別紙2の平成14年3月期の所得金額⑫欄参照。）

(イ) 納付すべき法人税額 2723万8900円

(内訳)

a 所得金額に対する法人税額 2730万9260円

上記金額は、前記(ア)の所得金額(国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に法人税法66条及び負担軽減措置法16条に規定する税率(100分の22)を乗じた金額である。

b 控除所得税額等 7万0300円

上記金額は、原告が平成14年3月期確定申告書に記載した、法人税額から控除される所得税額等の額である。

(計算)

$a - b = 2723万8900円$ (ただし、国税通則法119条1項により100円未満切り捨て)

(ウ) 過少申告加算税額 318万7000円

(内訳)

a 国税通則法65条1項の規定に基づく過少申告加算税額 227万6000円

原告が、平成14年3月期更正処分に基づき新たに納付すべき法人税額は、前記(イ)の金額から、原告が平成14年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額447万4000円を控除した2276万4900円であるところ、国税通則法65条1項の規定による過少申告加算税は、同額から国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた2276万円に100分の10を乗じて算定した227万6000円である。

b 国税通則法65条2項の規定に基づく加算額 91万1000円

本件で、国税通則法65条3項2号(平成14年7月3日法律第79号による改正前のもの)所定の期限内申告税額は、原告が平成14年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額447万4000円に、前記(イ)bの控除所得税額等の金額7万0300円を加算した454万4300円であるところ、国税通則法65条2項の規定に基づく加算額は、前記aの2276万4900円から上記454万4300円を控除して得た1822万0600円から、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた1822万円に、100分の5を乗じて算定した91万1000円である。

(計算)

$a + b = 318万7000円$

(4) 平成15年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯等

ア 平成15年3月期更正処分及び同賦課決定処分の経緯

原告は、大洲税務署長に対し、平成15年3月期について、所得金額1540万7180円、納付すべき法人税額324万2700円とする法人税の確定申告書(乙16。以下「平成15年3月期確定申告書」という。)を法定申告期限ま

で提出した。

大洲税務署長は、原告の平成15年3月期の法人税についての確定申告に対し、下記イのとおり、法人税額の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った(甲17)。

イ 平成15年3月期更正処分及び同賦課決定処分の根拠

(ア) 所得金額 9675万1536円

(内訳)

a 申告所得金額 1540万7180円

b 雑収入の計上漏れ額 9651万5356円

上記金額は、別紙3の平成15年3月期についての①ないし③、⑤ないし⑦、⑪及び⑬ないし⑯欄の各金額の合計額であり、いずれも原告の雑収入として計上すべきものと認められることから、雑収入の計上漏れ額として所得金額に加算されるべきである。

なお、⑭ないし⑯については、原告の雑収入として計上されるべきことについて当事者間に争いが無い。

各雑収入の詳細は、別紙4の各別表の記載のとおりであるが、同各別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

c 受取利息の計上漏れ額 2107円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金の利息収入額であり、受取利息計上漏れとして所得金額に加算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙5の別表⑱-3記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

d 寄附金の損金不算入額 8730万1771円

上記金額は、後記gの寄附金の計上漏れ額を申告済みの寄附金額に加算したものが、法人税法37条(平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの)及び同法施行令73条(平成15年3月31日政令第131号による改正前のもの)の規定に基づき算出される損金算入限度額を超える金額であり、所得金額に加算されるべき金額である。

e 役員賞与の損金不算入額 26万円

上記金額は、後記hの原告の理事に対する役員賞与の損金不算入額であり、所得金額に加算されるべき金額である。

f 貸倒引当金の繰入限度超過額の損金算入過大額 8573円

前記(2)イ(ア)iに伴い、平成14年3月期の貸倒引当金の繰入限度超過額が8573円減少するため、同額が、前期貸倒引当金の繰入限度超過額の過大計上額として所得金額に加算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該加算については争っていない。

g 寄附金及び給与の計上漏れ 8878万3600円

上記金額は、原告が、組合員及びその関係者に対して、本件漁業協力金等の分配として支出した金額であるところ(当事者間に争いが無い)、上記金

額のうち原告の組合員に対するものは直接的な事業関連性及び対価性のない金銭の贈与と認められ、また、非組合員である原告の職員に対するものは給与と認められるため、寄附金及び給与の計上漏れとして、所得金額から減算されるべきである。

上記金額の詳細は、別紙6の別表⑱-3記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

h 役員賞与の計上漏れ 26万円

平成14年6月28日に別紙8⑦の預金口座から役員報酬及び出荷作業手当として支出された金額のうち、原告の理事である丙に対する上記金額は役員賞与に該当するため、役員報酬の計上漏れとして所得金額から減算されるべきである。

i 雑費の計上漏れ額 254万2579円

上記金額は、原告に帰属すると認められる別紙8の預貯金から検査料等の諸経費として支出されているものであり、雑費の計上漏れとして所得金額から減算されるべき金額である。

上記金額の詳細は、別紙7の別表⑳-3記載のとおりであり、同別表に記載された客観的事実及び金額については当事者間に争いが無い。

j 貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額 8572円

前記(2)イ(ア)の雑収入計上漏れのうちの別紙3④の傭船料の加算により、平成15年3月期の期末貸金の額が73万9000円増加することに伴い、法人税法52条2項(平成15年3月31日法律第8号による改正前のもの)並びに租税特別措置法57条の9(平成15年3月31日法律第8号による改正前のもの)及び同法施行令33条の8(平成18年3月31日政令第135号による改正前のもの)の規定による貸倒引当金の繰入限度額が8572円増加するため、同額が、貸倒引当金の繰入限度超過額の過大計上額として所得金額から減算されるべきである。

なお、原告は、異議申立て、審査請求及び本訴において、当該減算については争っていない。

k 事業税の損金算入額 1114万8700円

上記金額は、前記(3)の平成14年3月期更正処分に伴う増加所得金額1億0347万6567円に対する事業税相当額であり、所得金額から減算されるべきである。

(計算)

$a + b + c + d + e + f - g - h - i - j - k = 9675万1536円$ (別紙2の平成15年3月期の所得金額⑱欄参照。)

(イ) 納付すべき法人税額 2113万8400円

(内訳)

a 所得金額に対する法人税額 2128万5220円

上記金額は、前記(ア)の所得金額(国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に法人税法66条及び

負担軽減措置法16条に規定する税率（100分の22）を乗じた金額である。

b 控除所得税額等 14万6779円

上記金額は、原告が平成15年3月期確定申告書に記載した、法人税額から控除される所得税額等の額である。

(計算)

$a - b = 2113万8400円$ （ただし、国税通則法119条1項により100円未満切り捨て）

(ウ) 過少申告加算税額 251万4000円

(内訳)

a 国税通則法65条1項の規定に基づく過少申告加算税額178万9000円

原告が、平成15年3月期更正処分に基づき新たに納付すべき法人税額は、前記(イ)の金額から、原告が平成15年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額324万2700円を控除した1789万5700円であるところ、国税通則法65条1項の規定による過少申告加算税は、同額から国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた1789万円に100分の10を乗じて算定した178万9000円である。

b 国税通則法65条2項の規定に基づく加算額 72万5000円

本件で、国税通則法65条3項2号（平成15年3月31日法律第8号による改正前のもの）所定の期限内申告税額は、原告が平成15年3月期確定申告書に記載した納付すべき法人税額324万2700円に、前記(イ)bの控除所得税額等の金額14万6779円を加算した338万9479円であるところ、国税通則法65条2項の規定に基づく加算額は、前記aの1789万5700円から上記338万9479円を控除して得た1450万6221円から、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた1450万円に、100分の5を乗じて算定した72万5000円である。

(計算)

$a + b = 251万4000円$

(5) 異議・審査決定等

ア 原告は、本件各処分を不服として、平成16年8月23日、大洲税務署長に対し、その一部の取消しを求めて異議申立てを行ったが（乙1の1ないし1の3）、同署長は、同年11月18日付けで、これを棄却する異議決定を行った（乙4の1ないし4の3）。

イ 原告は、平成16年12月10日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の一部の取消しを求めて審査請求を行ったが（乙2の1ないし2の3）、同所長は、平成17年6月30日付けで、これを棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）を行った（甲14）。

なお、平成13年3月期ないし平成15年3月期の各法人税について裁決に至る経緯は、別紙1のとおりである。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件漁業協力金等が原告に帰属するか否か（争点1）

（原告の主張）

- ア 共同漁業権の免許を受けるのは漁業協同組合であるが、共同漁業権を行使する権利は個々の組合員に帰属するところ、同権利は、物権的性格を有し、同権利の目的である漁業利益の実現が妨害され又は妨害されるおそれがある場合には、妨害者に対し妨害の排除若しくはその予防又は損害賠償を請求しうる権利である。また、都道府県知事が漁業者個人に付与する許可漁業及び海面の一般的使用に基づく自由漁業は、長年継続して営まれることにより社会通念上権利と認められるまでに成熟した慣習上の利益と把握される場合には、財産権を構成することになる。そして、砂利採取船等の操業によって、漁業者は、当該海面における共同漁業、許可漁業又は自由漁業が事実上できなくなり、また、稚魚が育つべき藻場が破壊され、海水に濁りが生じるなどして漁獲量が減少するところ、本件漁業協力金等は、組合員個人に帰属する共同漁業権を行使する権利、許可漁業権及び自由漁業権に生じるこれらの損失に対する実害補償であるから、各組合員に帰属し、原告に帰属するものではない。
- イ 業者が砂利等を採取する区域（以下「本件砂利採取区域」という。）は、原告が免許を有するH共同漁業権（以下「H共同漁業権」という。）の海域内にあるが、原告の組合員全員が共同漁業を営むことができる海域ではなく、A地区及びB地区の漁業者のみが共同漁業を営むことができる海域であるところ、原告は、昭和53年に本件砂利採取区域において砂利採取が始まる際に、砂利採取により操業に影響を受けるおそれのあるA地区の組合員から昭和53年1月14日付けで同意書を取り付けており、このことは本件漁業協力金等が原告ではなく各組合員に帰属することを示している。
- ウ 被告は、本件漁業協力金等が、原告が砂利採取ないし工事（以下「砂利採取等」という。）の施工について同意をしたことに対する対価であると主張するが、原告は、A地区以外の地区の漁業者から同意を得ておらず、また、共同漁業権漁場区域における砂利採取は共同漁業権の変更に当たるところ、原告が特別総会決議を経た事実もない以上、原告が砂利採取に同意した事実はなく、本件砂利採取区域内においてH共同漁業権を行使する権利を有するA地区の漁業者の同意を得て、砂利採取業者へ通知したにすぎない。また、上記同意は単なる事実行為であり、このこと自体に何ら法的権利性が認められない以上、同同意に対価性ないし有償性を是認することはできない。
- エ 愛媛県は、昭和44年ころから、県下の漁業協同組合に対し、組合員から委任を受けて漁業補償金を取得する場面があることを認めるとともに、漁業協同組合が組合員個人に配分される漁業補償金を取得した場合には公正に配分するよう指導してきており、それを受けて、原告は、平成10年4月1日付けの委任状（以下「本件委任状」という。）により、各組合員から、砂利採取等により共同漁業権の行使権者、許可漁業権者及び自由漁業権者に生じる損失の補償について、その損失補償に係る交渉、漁業補償契約の締結並びに漁業補償金の受領及び配分等を

行うことについて将来にわたって委任を受け、組合員の代理人として、砂利採取業者等との間で本件漁業協力金等に係る損失補償契約を締結して同業者らに同意を与えるとともに、本件漁業協力金等を同業者らから受領して各組合員に分配してきた。

オ(ア) 被告は、本件漁業協力金等のうち建設業者から受領した金員の額が請負代金の一定割合の金額であることから、漁業補償の名目で支払っているにすぎない旨主張する。通常、請負工事代金は、必要費用を積算して決定されるものであるから、本件漁業協力金等のうち建設業者から受領した金員の額について請負代金の一定割合の金額とすることで合意したことをもって、上記金員が各漁業者の漁業補償金でないとはいえない。

(イ) 本件漁業協力金等のうち砂利採取業者から受領した各金員については、A地区の漁業者全体に上記各金員の66パーセントを、G地区を除く他の5地区の漁業者全体に19パーセントを、原告に15パーセントを配分している。A地区及びG地区以外の5地区に対する配分金の各地区への配分については、E地区にその44パーセントを、B地区にその41パーセントを、D地区にその12パーセントを、F地区にその1.5パーセントを、C地区にその1.5パーセントをそれぞれ配分し、各地区においては、それぞれの地区に所属する組合員から選出された地区役員が、対象となる漁業者の漁業操業の実態とその資格を審査し、漁業経営者、漁業従事者、補助関係者等に区分した上で、それぞれの配分額を決定して配分している。

本件砂利採取区域において、A地区の漁業者はH共同漁業、許可漁業及び自由漁業を営んでいるのに対し、G地区を除く他の5地区の漁業者は許可漁業及び自由漁業のみを営んでいることから、A地区の漁業者全体に対する配分比率が上記5地区の漁業者全体に対する配分比率よりも高いことは当然である。G地区の漁業者は、本件砂利採取区域において、共同漁業、許可漁業及び自由漁業のいずれも営む権利がないため、砂利採取によって損失が生じず、本件漁業協力金等の配分がない。原告に対する配分金は、原告の維持や代理に係る諸経費の負担等のための漁業者による拠出金である。上記5地区間の配分比率については、本件砂利採取区域から各地区までの距離等の利便性を考慮して決定している。

(ウ) 被告は、各地区の各漁業者への配分金が一律であることをもって、本件漁業協力金等の性質が各組合員に対する損失補償であるとは認められない旨主張するが、各地区内の各漁業者に対する配分金は一律であるものの、別地区の漁業者とは配分金額が全く異なる。被告が主張するように本件漁業協力金等の性質が原告の同意に対する対価であるとすれば、何故に地区間で各漁業者への配分金額が異なるかを説明し得ない。

(エ) 被告は、個々の組合員に対する補償であれば、補償額は個々の組合員の漁獲高が具体的に減少した金額を基準とすべきであるかのごとく主張するが、漁業とは自然環境の中での様々な条件の下で行われるものであって、過去のある月日の漁獲高を基準とすることは不可能であり、客観的に損失額が算定できる

ことを前提とする主張自体、漁業が日々変化する自然環境の下で行われることを無視した机上の空論というべきものである。

カ 海上自衛隊が原告の有する共同漁業権の漁場区域外において平成13年度郡中沖掃海訓練（以下「平成13年度郡中沖掃海訓練」という。）を実施したところ、同訓練海面における漁業権等の行使制限による損失の補償に関して、原告は、同訓練に先立ち、広島防衛施設局の依頼により、同訓練海面において許可漁業を営む原告の組合員らから個別に委任を受けて代理人となり、同組合員らの損失補償申請をなし、I漁業協同組合を復代理人として、防衛施設庁との間で、同組合員らの損失補償契約の締結、補償金の受領等を行っている。上記損失補償契約における各組合員の補償金の額は、営んでいる許可漁業の種類ごとに、一律の金額であった。このように、共同漁業権の漁場区域外においては、国は、漁業損失を受ける者が、漁業協同組合ではなく、その海域において実際に漁業を営む漁業者であること、及び、漁業を営む権利の内容すなわち営む漁業の種類が同一であれば、その損失補償額が一律の金額となることを是認している。

キ 仮に、被告が主張するように、砂利採取業者から受領した本件漁業協力金等が同業者に対する原告の同意の対価であるとすれば、漁業者に対する損失補償がないのであるから、砂利採取に反対する漁業者は、その共同漁業権を行使する権利に基づいて、砂利採取行為に対する妨害排除を求めることができ、さらには、許可漁業権者や自由漁業権者も損害賠償請求をすることができることになり、砂利採取業者、原告、漁業者を含めた当事者の主観的意思に明らかに反して不合理というほかない。

ク 大阪地裁昭和●●年(○ ○)第● ●号同昭和52年6月3日判決・下級裁判所民事裁判例集28巻5ないし8号655頁及び最高裁昭和●●年(○○)第●●号同平成元年7月13日第一小法廷判決・民集43巻7号866頁は、理論構成に差異があったとしても、結論としての判断において、漁業補償金の帰属主体が現実には漁業操業に関し損失を被る漁業協同組合の組合員たる漁業者であることを認めている。したがって、最高裁を含む判例の見解によっても、漁業協同組合が漁業者に配分される漁業補償金について仮受金勘定経理をすることが認められているといえる。

ケ 国税庁は、漁業補償金のうち組合員に配分が予定されている金員は組合員に帰属するとの見解を前提として、漁業協同組合等が、その有する共同漁業権の消滅等により租税特別措置法64条1項7号に掲げる補償金等を取得した場合において、組合員に配分することが予定されている部分の金額につき、その配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める旨を本件通達において定めているところ、本件漁業協力金等は、私企業が行う事業に伴って支払われるものであり、租税特別措置法64条1項7号にいう「補償金」には直接該当しないものの、各漁業者の漁獲減少を填補する損失補償として支払われるものであり、その補償金としての性質は全く同一であるから、同法同条項の「補償金」と同様に扱われるべきである。

コ 大洲税務署は、昭和60年以降平成15年3月期に至るまで、原告に対し、原告が砂利採取業者等から受領した砂利採取等に伴う漁業補償金の各組合員に対する配分額を照会してきており、それを受けて原告は、同署に対し、各事業年度における各組合員に対する上記漁業補償金の配分額を回答し、同署は、各組合員の所得申告と原告の回答に相違がある場合には、その組合員に対して修正申告をさせてきたのであるところ、これは同署が、原告の受領した漁業補償金は各組合員の所得であると認識してきたからにほかならない。

サ 原告及び訴外J漁業協同組合に対する課税処分以外には、愛媛県内及び他県において、砂利採取に伴う漁業補償金を漁業協同組合の益金とした課税処分の例はない。

(被告の主張)

ア 原告は、建設業者との間の工事施工に関する契約及び建設業者の工事施工に対する同意の当事者であり、かつ、愛媛県海砂利採取認可要綱及び愛媛県漁業調整規則が定める砂利採取業者に対する同意の当事者であるとともに、砂利採取業者等から本件漁業協力金等の支払を受けた当事者であることからすれば、本件漁業協力金等は、原告の取引に係るものであって、砂利採取業者等から原告に支払われた段階で、確定的に原告に帰属する。そして、本件漁業協力金等は、法人税法22条2項にいう「資本等取引以外のもの」に該当するから、原告の益金の額に含まれる。

イ 本件漁業協力金は、以下のとおり、原告組合員の漁獲減少を補償する損失補償金ではない。

(ア) 本件漁業協力金等の性質は、その算定過程や根拠によって判断されるべきであり、本件漁業協力金等が、原告の主張するとおり、漁業補償であるとするれば、将来生じるであろう損失の額を根拠として算定されなければならない。例えば、海上自衛隊の訓練に係る漁業補償金は、漁業補償としての性質を有するところ、実際の損失額を具体的に調査した上で補償額を決定すべきことが「自衛隊の訓練等に伴う漁業補償等に関する訓令」等において定められ、前記(原告の主張)カ記載の損失補償申請に際しては、防衛施設局長宛に各組合員の漁業種類、平時及び制限時における粗収入、経営費、所得額、漁船のトン数等を記載した個人別補償申請内訳書が提出され、収入経費等の予測に基づいて各組合員の損失額を積算して損失額を計算しているのに対し、本件漁業協力金等については、このような収入経費等の調査ないし予測などは一切されておらず、その算定根拠は不明であるから、漁業補償金としての性質を有さない。

かえって、建設業者から支払われた本件漁業協力金等は、工事請負金額に一定の率を乗じて算定されているから、建設業者の利益の分配にあずかるという性格が認められる。

なお、原告が受領した上記海上自衛隊の訓練に係る漁業補償金は、漁業者に配分されていない。

(イ) 本件漁業協力金等の配分を受けた者の中には、原告の従業員等の漁業による収入のない者及び本件砂利採取区域において操業している実績がない者が少

なからず含まれること、多数の組合員が同額の配分金を受領しているが、同一の漁業協同組合ないしその支所に所属する者であっても、漁法、魚種、事業規模及び経験などによって漁獲量及び水揚金額は異なるのが通常であり、多数の者について全く同一の漁獲減少があるとは考えにくいこと、本件砂利採取区域においてH共同漁業を営む権利を有する者の資格は、A地区及びB地区に住所を有する個人である組合員であり、A地区の漁業者のみが共同漁業を営めないことによる損失を受けるとの原告の主張と矛盾することからすれば、各組合員への配分額が漁業損失に基づいて定められたとは認められない。

(ウ) 本件委任状には、「私は、今後における国や地方自治体並びに民間企業等による消滅・実害・影響等に係る漁業の損失補償等に関し、A漁業協同組合代表理事組合長丁を代理人と定め、下記権限を将来にわたって委任します。」との記載があるところ、本件漁業協力金等は、原告組合員の漁獲減少を補償する損失補償金ではないから、本件委任状とは無関係である。他方、このような委任があったとしても、原告自身が本件漁業協力金等を受けることを排除するものとはいえない。さらに、上記委任は、組合員を委任者、原告代表者個人を受任者とするから、原告が当事者である本件漁業協力金等とは無関係である。

(エ) 愛媛県の原告に対する通知ないし指導に関する前記（原告の主張）エ記載の原告の主張については、同通知ないし指導は、漁業補償金の取扱いについて定めたものであるところ、本件漁業協力金等は漁業補償金には当たらないから、原告の主張は前提において失当である。

ウ(ア) 原告が建設業者から支払を受けた本件漁業協力金等は、漁業補償の名目で支払われているが、その支払日ないしその約半月後に、原告が、当該建設業者による工事の施工に同意する旨の書面を作成していることに照らせば、上記本件漁業協力金等は、原告から建設工事の施工に対する同意を得る目的で支払われたものと認めるのが相当である。

(イ) 砂利採取業者が砂利の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、都道府県知事の認可を得なければならないところ（砂利採取法16条）、愛媛県の定めた愛媛県海砂利採取認可要綱6条(3)ウは、海砂利の採取計画の認可基準の1つとして、関係漁業協同組合の同意を得ていることを挙げている。また、愛媛県漁業調整規則45条1項は、漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならないと、同条2項は、上記許可を得ようとする者は、申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならないとそれぞれ規定している。

本件砂利採取区域は、H共同漁業権の漁場区域内であるところ、当該共同漁業権は原告が有することから、愛媛県海砂利採取認可要綱6条(3)ウにいう「関係漁業協同組合の同意」及び愛媛県漁業調整規則45条2項にいう「漁業権を有する者の同意書」に係る同意の主体は原告である。このことは、原告名義で砂利採取業者宛の同意書が作成されていることから明らかである。そうすると、仮に、A地区の漁業者の同意を得たとする原告の主張が事実であったとし

ても、それは単に、原告が同意不同意の判断の前提として、一部組合員の賛同を得たものにすぎないというべきである。

そして、上記同意の名宛人である砂利採取業者にとっては、原告から同意を得れば、将来原告との間で生じる可能性のあるトラブルを回避し得るし、原告の組合員との間で何らかのトラブルが生じた場合に原告を介して解決を図ることなども期待したと思われるから、砂利採取業者から支払われた本件漁業協力金等は、原告が砂利採取の同意をしたことに対する対価であると解するのが相当である。

(ウ) 砂利採取の認可等に当たって、関係漁業協同組合や漁業権者の同意を要することは、愛媛県海砂利採取認可要綱や愛媛県漁業調整規則に定められており、法的根拠が明確である以上、同意行為自体の法的権利性の有無は本件漁業協力金等の性格及び帰属に影響を与えないというべきである。

(エ) なお、仮に、原告が本件漁業協力金等を二次的に各組合員に配分することを予定し又は現に配分したとしても、それによって本件漁業協力金等の性格が変わるものではない。

エ 原告の平成6年度第4回理事会や平成13年度第4回理事会における原告理事らの発言の内容からすれば、原告の組合員が、本件漁業協力金等は原告の理事会が用途を定めるべき資金であって、組合員の漁獲減少を補填することを直接の目的とするものではないという認識を有していたことは明らかである。

オ 本件通達は、そこに示された消滅補償金及び減価補償金に限り、一定の期間に組合員に配分することを予定しているものについて仮受金処理を認めるとの例外的取扱いを規定しているものであり、法人税法上は益金として観念されることになる金銭のうち一定の条件を満たしたものについてのみ例外的処理を認めるものにすぎないところ、本件漁業協力金等の原因たる事業を行うのは国又は地方公共団体ではなく、本件漁業協力金等は本件通達という補償金に該当しないことから、本件通達の適用はない。

カ 原告の援用する最高裁判決は、共同漁業権消滅の場合の漁業補償金は漁業協同組合に帰属し、組合員はその配分を受ける立場にあるにすぎない旨判示したものであるから、前記(原告の主張)ク記載の原告の主張は失当である。

キ 原告が組合員に補償金に係る配分金を支払った場合、組合員は、その配分金を所得として申告しなければならないから、仮に大洲税務署長が組合員への配分金に関する前記(原告の主張)コ記載の調査・指導を行ったとしても、組合員が原告から支払われた金員を適正に申告しているか否かを目的とするものにすぎず、これをもって、大洲税務署長が、本件漁業協力金等が漁業補償金であることや、それが原告の組合員に帰属すること及び本件漁業協力金等に係る仮勘定経理を認めたことにはならない。

(2) 各旧漁業協同組合単位の各地区ごとに経理される収入及び費用等が、原告に帰属するか否か(争点2)

(原告の主張)

ア(ア) 原告は7つの漁業協同組合が合併して設立されたものであるところ、各旧

漁業協同組合に免許された共同漁業権の海域（以下「地先海域」という。）や内水面は、歴史的に、その地区の漁業者だけが漁業を営んできたものであり、合併によって原告が設立されたことにより、共同漁業権が原告に免許されることになったが、従前各地区の漁業者が共同漁業を営んでいた地先海域において他地区の漁業者がこれを営むことが許されないことは当然である。そこで、原告の合併総会においては、各旧漁業協同組合に共同漁業権が免許されていた地先海域において、他地区の漁業者が共同漁業を営めないことを確認するとともに、県知事が免許する各共同漁業権の漁業権行使規則において、各地区の漁業者だけがその地先海域における漁業を営めることを明記している。このように、各地区の漁業者が共同漁業を営むことができるのは元の地先海域だけであることから、各地先海域における共同漁業権を管理するために、各地区の漁業者で構成する入会集团的な任意組合（人格なき社団）が結成される必然性があった。

(イ) 漁業法も、地元地区ないし関係地区に関する規定の存在に照らして、共同漁業権を免許される漁業協同組合とは別に、自然的及び社会経済的条件により形成された漁業者で構成される団体の存在を是認しているといえる。漁業権の放棄又は変更等における組合員の同意制度（漁業法31条）及び漁業権の管理に係る部会制度（水産業協同組合法51条の2等）が設けられたことも、上記漁業者団体の存在を法が是認していることを裏付けているといえる。

イ 入漁料等（別紙3の②、③及び⑤ないし⑫）について

(ア) 入漁は、各地区の漁業者が共同漁業を営むことに影響を与えることから、各地区の任意組合が、合併前の各旧漁業協同組合が行っていた事業を引き継いで、原告とは別の事業として行ってきたものであり、入漁料は、任意組合の所得である。このように入漁料等（別紙3の②、③及び⑤ないし⑫）は各旧漁業協同組合単位で設立した民法上の任意組合の事業活動で生じた収入であるところ、原告は合併により同任意組合の事業まで承継したのではなく、また、これらの事業を各旧漁業協同組合から引き継ぐことを決議したこともないことから、これらの事業による収入が原告に帰属するものではない。

(イ) 原告は、通常、各地区が管理する共同漁業権について関与することはなく、そのため、各地区の任意組合においては、合併前の各旧漁業協同組合と同様に、役員が選任され、独立の財産を有し、それを代表者名義等の個人預金として預金口座で管理し、会議を開いて財産管理状況を報告し、また、代表者が第三者との間で法律行為を行っている。このように各任意組合は、独自の会計処理に従って事業を行っており、その事業は、原告の有する共同漁業権等の権利の得喪や原告による直接の管理にかかわることではないから、当該事業によって生じる収入が原告の所得でないことは明らかである。

ウ 受取利息（別紙2④について）

(ア) 本件漁業協力金等及び各支所における事業活動から生じた収益等は原告に帰属しないから、当該金員が入金された各預貯金も原告に帰属しない。したがって、当該預貯金の受取利息も原告に帰属しない。

(イ) これらの預貯金口座は、各地区の任意組合がその自主事業等による財産管

理のために開設した口座であり、それゆえ、口座名義人は、原告ではなく、任意組合の代表者個人であり、たとえその代表者が原告の理事であるとしても、原告の所得でないことは明らかである。

エ 役員賞与（別紙2⑥及び⑫）について

丙に対して支払われた役員賞与（別紙2⑥及び⑫）は、任意組合であるG組合の代表者に対して支払われたものであり、G組合の事業に関して支払われているものであって、原告の事業とは無関係であるから、原告の所得金額の計算において考慮すべきものではない。

オ 市場調査報酬（別紙3⑬）について

職員個人の口座に振り込まれた市場調査報酬（別紙3⑬）は、原告の職員が個人の資格でKから委託を受けた市場調査に対する報酬として支払われたもので、源泉徴収も当該職員に対しなされているから、原告の所得ではない。これを原告の所得として課税すると、個人と原告とが二重に課税されることになり、この点からも違法である。

（被告の主張）

ア(ア) 原告は、各旧漁業協同組合の合併により新設されたところ、合併により存続する組合又は合併により設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を承継するから（水産業協同組合法72条）、合併前の各旧漁業協同組合が行ってきた事業に係る権利義務は、合併によって設立された組合である原告に包括的に帰属する。

(イ) a 各地区について任意組合としての設立総会も開催されていないなど、各旧漁業協同組合の合併に際して任意組合が設立されたこと、あるいは消滅した各旧漁業協同組合の権利義務が任意組合である各地区に留保されたことを認めるに足りる証拠はない。なお、人格のない社団は、収益活動を行う場合、法人税の納税義務を負うが（法人税法3条、4条）、原告のいう任意組合（人格なき社団）が法人税の確定申告をした事実は認められない。

b 共同漁業権の管理及びそれに附帯する事業は、原告の設立目的である事業にほかならないことから、これらの事業を行う各地区なる団体は、原告の下部組織にほかならず、原告から独立した団体であると解することはできない。

c 団体が保有する漁業権の管理及び行使方法を団体内部で取り決めるに当たり地域ごとに区分けしたことをもって、当該各地区が独立した団体であることを承認したことはないというべきである。

また、入漁料に関する覚書（乙10）には、原告のC支所の代表者が記名押印し、同入漁料の領収書（乙12の1ないし3）は、「A漁業協同組合C支所」名義で発行されており、また、G組合の平成14年度総会資料（甲13）の表紙には「A漁協G支部（G組合）」と記載されているところ、各地区が原告とは独立した団体であれば、原告の漁業協同組合名を付する必要はなかったはずである。

d よって、各地区なる団体は、原告の下部組織にほかならず、原告から独立した団体であると解することはできないところ、内国法人は法人格ごとに納

税義務を負い（法人税法4条）、法人税の課税対象となる所得金額は、支店・支所の活動によるものを含め、その法人の活動により生じた収益及び費用を合算して算出するから、原告の支所単位で生じた収益及び費用は、原告の法人税の確定申告における所得金額に加算あるいは減算されるべきものである。

イ 入漁料等（別紙3の②、③及び⑤ないし⑫）について

（ア） 入漁権とは、他人の共同漁業権又は特定区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいうところ（漁業法7条）、共同漁業権及び特定区画漁業権は、漁業協同組合が有し、支所ないし任意組合は、共同漁業権の主体ではないから（同法8条参照）、支所ないし任意組合が共同漁業権に係る入漁料を徴収する根拠はない。

また、入漁料等を生じさせた各事業活動に従事する者は、原告の職員や組合員などであって、原告の関係者であること、また、入漁料等は、原告の有する共同漁業権に関連する入漁料などであって、原告の法人格に基づき発生する収入であると認められることから、いずれも原告に帰属するものと解され、任意組合（人格なき社団）の活動によるものとする根拠はない。

（イ） 例えば、G組合による青海苔の販売は、原告の定款上の目的たる事業である「組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売」にほかならないから、その収益は当然原告に帰属する。

又、G組合の地区内において行われた護岸工事について業者が支払った金員に関し、G組合の関係者が、業者に対し、原告の管理する預貯金口座に振り込むよう指示し、その上で、原告がG組合の代表者名義の預金口座に振替送金しており、その際、同金員の一部を原告が受領しているところ、これは、上記護岸工事に関する事務は原告の業務にほかならないからであると解され、同工事に係る金員は原告に帰属する。

さらに、原告が、大洲税務署長に対する異議申立書において、原告がM銀行長浜支店G組合代表者乙名義（口座番号 ）に振り込んだ指導事業費49万9580円について、原告が支出した趣旨に従ってG組合が消費しなかったことを理由に、原告の所得に加算されることを認めているところ、これは、原告がG組合を原告の支所と認識しているからである。また、上記護岸工事に係る金員について、原告が管理する預貯金口座に入金させたのは、やはり原告がG組合を原告の支所と認識していたからにほかならない。

ウ 受取利息（別紙2④について）

別紙8記載の預貯金口座は、原告の所得に帰属すると認められる本件漁業協力金等や入漁料などの雑収入の入金や配分金の出金が認められるか、もしくは、かかる理由で原告に帰属すると認められる預貯金口座の金員を原資とすることから、いずれも原告に帰属するものと認められ、これらの預貯金の利息も、原告に帰属する受取利息として、所得金額に算入されるべきである。

エ 役員賞与（別紙2⑥及び⑫）について

原告は、G組合名義の事業に関し、平成14年6月28日、役員報酬として丙に対し26万円を支払っているが、同事業は原告に帰属するものであり、かつ、

丙に対する原告理事としての報酬は、別途原告から支給されているから、上記26万円は、原告から同人に対する賞与と認めるのが相当である。

オ 市場調査報酬（別紙3⑬）について

（ア） 原告は、Kから市場調査を受託し、その報酬を受けたが、当該調査は原告の担当職員が勤務時間内に行ったもので、調査には原告の所有する資料を用いる必要があることからすれば、当該報酬は原告に帰属するというべきである。

（イ） 報酬を受け取った原告の職員は、その全額を、職員代表戊名義普通預金（別紙8⑥）に入金している。そして、この口座には、原告が自己に帰属すると認めているフグ水揚調査報酬金等が入金され、また、原告の福利厚生費等の活動費用が出金されており、上記戊ないし他の職員に属すると解される入出金は認められないから、当該口座は原告に帰属するものというべきである。そうすると、当該口座に入金された上記報酬も原告の収入（雑収入）であるといえることができる。

（ウ） 原告の担当職員が、上記報酬を自己の収入とする確定申告書を提出した事実は認められない。

(3) 大洲税務署長の従前の対応による信義則違反の有無（争点3）

（原告の主張）

課税処分解釈に際しては、一般的に信義誠実、信頼及び禁反言の原則が適用されるところ、本件漁業協力金等について、20数年余りの間、非課税の取扱いが税務署の指導により認められてきたこと、原告はその指導を信じてそれに基づいて仮受金の計上処理をしてきたこと、原告が上記指導を信じたことにつき何ら過失はないこと、本件漁業協力金等の配分を受けた組合員が既に確定申告をしている上、新たに課税処分を受けた原告の受ける不利益は極めて大きいこと、本件各処分は大洲税務署長の恣意的な判断によるものといわざるを得ないこと等を総合的に評価すると、本件各処分は、明らかに信義誠実、信頼及び禁反言の原則に違反し、かつ裁量権を濫用した違法な処分といわざるを得ない。

（被告の主張）

ア 前記(1)（被告の主張）キ記載のとおり。

イ 信義則の適用によって課税処分を違法とするには、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことが必要であるところ、それを信頼して行動したことについて納税者の帰責事由も考慮すべきであるから、この表示は、責任ある地位の者による、公的見解として信頼するに足りる明確な表示であることが必要というべきである。本件において、仮に、大洲税務署長が、過去の調査の際に、原告の経理処理を是正するよう指導しなかったとしても、そのような消極的行為をもって、信頼の対象となるべき明確な公的見解を表示したと評価することはできない。

(4) 本件裁決の違法性の有無（争点4）

（原告の主張）

ア 本件裁決は、原告が審査請求において主張した、①国税庁は、漁業補償金は組合員に帰属するとしている、②国税庁の上記見解に沿った判例が存在する、③本

件各更正処分は大洲税務署長による従前の課税実態からすれば、禁反言の原則に反し許されないという主張を意図的に脱漏させて判断しており、本件裁決には、原告の主張を的確に取り上げないまま、実質的審査をせずに裁決をなした違法がある。

イ 本件裁決には、本件各更正処分によって認定された課税標準又は税額が客観的な課税標準又は税額を超えているにもかかわらず、これを超えていないと判断した実体的違法がある。

(被告の主張)

ア 国税不服審判所長は、本件裁決を行うに当たり、原告の主張の要旨を「請求人の主張」として的確に取り上げた上、十分な審理を尽くして判断を示したものであり、原告の上記アの主張は事実と反する。

イ 原告の上記イの主張は、本件裁決が原告が違法と主張する原処分を維持したことの違法を主張するもので、原処分の違法を主張するに留まる。

第3 当裁判所の判断

1 争点1に対する判断

(1) 本件漁業協力金等が原告に帰属するか否かは、本件漁業協力金等の支払われた趣旨すなわち本件漁業協力金等の性格によって決まるところ、被告は、本件漁業協力金等は、原告が砂利採取業者等に対し砂利採取等を行うことについて同意したことに対する対価であり、原告の取引に係るものであるから、砂利採取業者等から原告に支払われた段階で、確定的に原告に帰属すると主張するのに対し、原告は、本件漁業協力金等は、砂利採取等により個々の原告組合員が被る損失を填補する補償金であるから、各組合員に帰属すると主張する。そこで、以下検討する。

(2) 証拠(甲22、24、25、乙5ないし8の3、11及び45)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア(ア) N漁協協議会は、平成5年8月31日、株式会社Oとの間において、株式会社Oが、N漁協協議会に対し、愛媛県A港港湾整備事業に伴う防波堤の築堤工事に係る迷惑料として、各年度において上記工事請負費の2パーセントを支払うのに対し、N漁協協議会は、上記工事の施工に当たり、関係漁業協同組合である原告、P漁業協同組合、Q漁業協同組合及びI漁業協同組合の同意を得ることなど上記工事の円滑な推進に協力する旨の契約を締結した。原告は、関係漁業協同組合として同契約に係る契約書に記名押印をしている(乙5)。

(イ) 原告は、平成5年9月4日、上記工事の施工に同意する旨の愛媛県八幡浜地方局建設部宛の書面を作成した(乙6)。

(ウ) 本件漁業協力金等の中には、上記契約に基づいて支払われた迷惑料の一部が含まれている(弁論の全趣旨)。

イ(ア) 株式会社Sは、平成14年3月25日、原告のD支所に対し、平成13年度D漁港地域水産物供給基盤整備工事(分割の3)の「漁業補償」名目で、8100万円の1.5パーセントである121万5000円を支払い、原告は、平成14年4月10日付けの同意書により、株式会社Sに対して、同工事の施工に同意した(乙7の1、乙8の1)。なお、上記121万5000円の支払に

係る領収書（乙7の1）には、同金員の領収主体として「D漁業組合」と記載されているが、D漁業協同組合は既に合併により消滅していること、同じ株式会社Sによる下記（ウ）記載の金員の支払に係る領収書には、領収主体として「A漁協D支所」と記載されていることにかんがみれば、原告のD支所が領収主体であると認められる。

（イ） 株式会社Sは、平成14年4月10日、原告のD支所に対し、平成13年度D漁港地域水産物供給基盤整備工事の「漁業補償」名目で、4600万円の1.5パーセントである69万円を支払い、原告は、同日付けの同意書により、株式会社Sに対して、同工事の施工に同意した（乙7の2、乙8の2）。なお、上記69万円の領収主体が原告のD支所であると認められることは、上記（ア）記載のとおりである。

（ウ） 株式会社Sは、平成14年9月11日、原告のD支所に対し、平成14年度D漁港地域水産物供給基盤整備工事の「漁業補償」として、9100万円の1.5パーセントである136万5000円を支払い、原告は、同日付けの同意書により、株式会社Sに対して、同工事の施工に同意した（乙7の3、乙8の3）。

ウ 昭和53年2月6日に開催された原告の役員会において、「A地先における砂利採取の同意について」の議案に関し、議長は、「今般、A地区漁民の要望によりA地先の漁業権内において砂利採取の同意について正式に申し入れがあった。これについては地元漁民と採取業者の話し合いのもとに補償料の交渉も進み組合員の同意も取りつけている事でもあり地元組合員の意見をくみ取り、本案を進めて頂きたい。」と発言し、それに対し、T理事は、「地元Aの意見を第一に尊重し又隣接支所の意見も聞く事にはどうか。」と発言した。同役員会において、上記議案に関し、「(1)同意料は25,000,000円、(2)同意期間は許可されてより1ヶ年間、(3)採取船7隻、(4)A地先（共同漁業権内）」との条件で砂利採取に同意することか決議された（甲24）。

エ 平成7年1月30日に開催された原告の平成6年度第4回理事会において、「A港仲防波堤建設に伴う協力金の配分について」の議案に関し、U理事は、「A地区漁民の要望は『漁業不振、高齢化、税金対策等の補填をしたい。配分が可能であれば、早急に事を進めて頂きたい』旨の申出を受けた。」と発言した。同議案に関し、V監事は、「地先優先は、理解するが問題解決には役員一丸となり事を進めてきた経緯を考えると関係地区100パーセント受入は理解できない。他の地区も配慮すべきである。」と、W理事は、「地先の権利は分かるが、受入の満額を主張しかつ固執するようであれば、関係地区外を無視することにもなり、得策ではない。」、X理事は、「協力金は、本来、漁協機能施設、魚礁設置等に活用すべき性格のものと判断するが、たとえ協議の流れが配分の運びになるとしても100パーセント地元主張は適正ではない。」と、組合長は、「関係地区が満額受入は適正ではないと考えます。」とそれぞれ発言した（乙11）。

オ（ア） 平成13年12月1日に開催された原告の漁業補償交渉委員会において、「平成14年度砂利採取に伴う漁業補償交渉の件」について、Y有限会社の担

当職員は、「前回減額をしていただき感謝しておりますが、相変わらず販売不振で得意先からは値下げを要請されておる状況で、減額していただきたいが、これ以上の要望はできず現状維持でお願いしたい。」と発言したのに対し、Z委員は、「不漁で漁家経営は大変厳しく10パーセントの増額を要求する。」と発言した（甲25）。

(イ) 平成13年12月8日に開催された原告の平成13年度第4回理事会において、「平成13年度上期事業報告」の議案に関し、組合長は、「当組合は約2500万の事業外収益に依存しておりますが、愛媛県は環境保全面で平成17年度を目途に海砂利採取を全面禁止する方針を固めており、大変厳しい運営を強いられ、役員が責務が問われることを自覚認識いただき、今日から全ての経費抑制をはじめ事業運営の見直しを図り健全な経営体制づくりに真剣に取り組む考えであり」と発言した。同理事会において、上記漁業補償交渉委員会と有限会社a、有限会社b及びY有限会社の3業者との交渉結果を受けて、「平成14年度補償金」を9600万円とし、同意期間は許可されてから1年間、採取船の数は3隻、採取区域は本件砂利採取区域とするという条件で砂利採取に同意することを決議した（乙48）。

(ウ) 原告は、上記決議に基づき、上記3業者それぞれに対して、平成14年4月1日から6か月間、本件砂利採取区域において砂利採取を行うことについて同意する旨の同意書を作成した。上記各同意書には、補償措置として、「採取計画認可の見通しがあり次第支払う事。」との記載がある（甲22）。愛媛県知事は、平成14年3月26日付けで、上記3業者それぞれに対し、本件砂利採取区域において砂を採取することを許可した（甲22）。

(3)ア 本件漁業協力金等を支払うことを約する旨の契約ないし合意の当事者及び本件漁業協力金等の支払を受けた当事者が、いずれも原告（原告の委任を受けたN漁協協議会などの原告の所属する上位団体ないし他の漁業協同組合を含む。）であることは実質的に争いが無い。

なお、原告代表者甲は、その尋問において、旧G組合の地区内において行われた護岸工事に関し、同施工契約の一方当事者は任意組合としてのG組合であった旨供述するが、それを裏付ける契約書等の客観的証拠は一切ないことから、信用できないというべきである。

イ 砂利採取業者が、原告の有するH共同漁業権漁場区域内にある本件砂利採取区域において砂利採取事業を行う場合、砂利採取法16条及び19条を受けた愛媛県海砂利採取認可要綱6条(3)ウ並びに愛媛県漁業調整規則45条2項により、原告の同意がなければ、愛媛県知事の認可ないし許可を得られず上記砂利採取事業を行うことができない可能性が高い。したがって、砂利採取業者にとって、本件砂利採取区域において砂利採取事業を行うためには、原告の同意を得る必要性が高い。

また、建設業者にとっても、各種の工事を原告の有する共同漁業権漁場区域において施工する場合、原告自身やそこで漁業を営む組合員との間でトラブルが生じることが当然に予想される。そして、原告の定款（乙3の4）においては、原

告の有する共同漁業権の管理が原告の目的事業に含まれるところ（同定款2条13号）、共同漁業権の管理行為の中には、共同漁業権ないし原告組合員が共同漁業権の範囲内において漁業を営むことに対する妨害があった場合に、妨害者と漁業者の間の調整をすることも含まれることから（原告代表者甲）、原告の同意を得ることは、将来原告との間で生じる可能性のあるトラブルを回避し、原告の組合員との間で何らかのトラブルが生じた場合に原告を介して解決を図ることができるという意味で、円滑な工事の施工のために大きな意味を有するといえ、原告の同意がなければ、実際問題として円滑な工事施工は期待しがたいというべきである。そして、前記(2)ア(イ)及びイ記載のとおり、原告は、実際に、建設業者に対し、原告の有する共同漁業権漁場区域内において工事を施工することについて同意を与えている。

ウ 上記イのとおり、砂利採取業者等は原告の同意の有無について事実上強い利害があることにかんがみれば、本件漁業協力金等は、砂利採取業者等が原告の有する共同漁業権漁場区域内で砂利採取等を行うことについて原告から同意を得ることを目的として支払われたものであると強く推認される。一方で、上記(2)エ及びオ記載の事実によれば、原告の組合員及び理事らは、本件漁業協力金等の用途について、砂利採取等により被る損失の補填に留まらない、漁業者に対する税金補填等の経営支援や高齢化対策といった福祉目的又は漁協機能施設などの共同利用施設の設置という目的に用いるべきであるとの認識を有することもまた認められる。そして、後記(4)で詳述するとおり、本件漁業協力金等が個々の原告組合員に対する純然たる損失補償であるとは認めがたいことを併せ考慮すれば、本件漁業協力金等は、砂利採取業者等が原告の有する共同漁業権漁場区域内で砂利採取等を行うことについて原告が同意を与えることに対する対価であると認めるのが相当である。

【判示(1)】

エ(ア) 原告は、本件漁業協力金等は原告の同意に対する対価であるという被告の主張に対し、原告はA地区以外の地区の漁業者から同意を得ておらず、また、共同漁業権の海域における砂利採取は共同漁業権の変更にあたるどころ、原告が特別総会決議を経た事実もない以上、原告が砂利採取に同意した事実はなく、本件砂利採取区域内においてH共同漁業権を行使する権利を有するA地区の漁業者の同意を得て、砂利採取業者へ通知したにすぎないと主張する。しかし、共同漁業権漁場区域における砂利採取が共同漁業権の変更にあたらぬことは明らかであり、砂利採取等に対する同意不同意は、その他の法令又は定款上の総会決議事項にもあたらないことから、理事会で同意不同意を決定することができ、実際にも、上記(2)ウ及びオ(イ)のとおり、原告の理事会が砂利採取等に同意する旨の決議を行っていることが認められる。そして、仮に、原告が砂利採取に同意を与える際にA地区の漁業者の同意を得ていたとしても、原告が同意不同意の判断の前提として同地区の組合員の賛同を得たものにすぎないと解することも可能であるから、原告の上記主張は本件漁業協力金等の性格に関する前記認定を妨げるものとはいえない。

【判示(2)】

(イ) また、原告は、原告の砂利採取業者等に対する同意は事実行為であり、法

【判示(3)】

的権利性が認められない以上、当該同意に対価性を是認することはできないと主張するところ、原告が法的権利性を問題とする趣旨は判然としないが、いわゆる準委任契約など、事実行為の対価として金銭を支払う合意も存在することから、原告の上記主張は理由がない。

(ウ) 原告は、本件漁業協力金等が同意に対する対価であるという被告の主張に対し、地区によって各漁業者への配分金額が異なることを説明し得ないと主張する。しかし、原告の理事は各地区から選出されること（原告代表者甲）、本件漁業協力金等が原告に帰属する以上、原告内部での配分は、理事会における議論ないし交渉で決定されるものであり、各地区の規模や力関係などの要因によって、各地区への配分額が、単なる組合員数に比例した額と異なるものとなることは、何ら不自然なことではない。

【判示(4)】

【判示(5)】

(エ) さらに、原告は、本件漁業協力金等が原告の同意の対価であるとするれば、漁業者に対する損失補償がないのであるから、砂利採取等に反対する漁業者は、その共同漁業権を行使する権利に基づいて、砂利採取行為等に対する妨害排除を求めることができ、さらには、許可漁業権者や自由漁業権者も損害賠償請求をすることができることになり、当事者の主観的意思に明らかに反して不合理であると主張する。しかし、漁業そのものは気象状況や海流などの諸般の事情により大きく影響を受けやすいものであり、それゆえ砂利採取等により各漁業者が被る損害は、その因果関係の点でも、額の点でも、調査、把握が極めて困難であり、この点は原告の主張するところでもある。したがって、各漁業者が砂利採取業者等を相手に差止請求又は損害賠償請求をすることは困難を伴うことから、砂利採取業者等が、各漁業者から差止請求又は損害賠償請求をなされるリスクを勘案した上で、各漁業者に対する損失補償契約を締結することなく、原告の同意を得ることで、原告による各漁業者との間の事実上の調整に期待したとしても何ら不合理とはいえない。むしろ、仮に砂利採取業者等が、本件漁業協力金等について個々の組合員の損失補償金であるとの認識を有し、後日の個々の組合員による損害賠償請求等を予防しようと考えていたとすれば、平成13年度郡中沖掃海訓練海面における漁業権等の行使制限による損失の補償に関し、広島防衛施設局長が原告から各漁業者の委任状の提出を受けたように（甲50の2）、砂利採取業者等も、原告が組合員全員の委任を受けていることを委任状などで確認するのが自然であるといえるが、砂利採取業者等が原告に対して原告が組合員全員から委任を受けていることを確認したことをうかがわせる証拠は認められず（なお、後述するとおり、平成10年4月1日付けの本件委任状<甲12>は、同日以降の組合員の変動を反映していないことから、個々の組合員による損害賠償請求等の予防を意図する砂利採取業者等が、本件委任状をもって、原告が組合員全員から委任を受けていると信じるとは認めがたい。）、このことは、砂利採取業者等が本件漁業協力金等について個々の組合員の損失補償金であるとは認識していなかったことを推認させる。

したがって、原告の上記主張は、本件漁業協力金等の性格に関する前記認定を妨げるものとはいえない。

(4) 原告は、本件漁業協力金等が、砂利採取等により各組合員が被る損失を填補する補償金であると主張するので、以下検討する。

ア 本件漁業協力金等の金額の算定方法について

(ア) 上記(2)ア及びイ記載のとおり、本件漁業協力金等のうち、原告が、N漁協協議会を通じて、株式会社Oから、愛媛県A港港湾整備事業に伴う防波堤の築堤工事に関して支払を受けた金員、及び株式会社Sから、D漁港地域水産物供給基盤整備工事に関して支払を受けた金員は、工事請負金額に2パーセントなどの一定の率を乗じて金額が算定されている。また、建設業者が支払った本件漁業協力金等のうち上記金員以外の金員については、算定方法について原告から何らの主張もないことから、上記金員と同様の方法で額が算定されたものと推認される。

(イ) 本件漁業協力金等のうち砂利採取に係る金員の額の算定方法については、平成19年2月13日の第3回弁論準備手続期日における裁判所の釈明にもかかわらず、原告からの主張は一切ないものの、上記(2)オ(ア)記載の漁業補償交渉委員会における、Y有限会社の担当者の「相変わらず販売不振で得意先からは値下げを要請されておる状況で、減額していただきたいが、これ以上の要望はできず現状維持でお願いしたい。」との発言や、委員の「不漁で漁家経営は大変厳しく10パーセントの増額を要求する。」との発言に照らせば、砂利採取に係る本件漁業協力金等の金額は、砂利採取業者と漁業者である組合員の双方の経営状況を考慮して、交渉により決定されていることがうかがわれる。

(ウ) 原告の主張するとおり、本来漁業そのものは気象状況や海流などの諸般の事情により大きく影響を受け易いものであり、それゆえ、砂利採取等により各漁業者が被る損失は、その因果関係の点でも、額の点でも、調査、把握が困難であるから、各漁業者に生じる具体的な損失額を個別に算出し、積算して本件漁業協力金等を算定することは困難であると思われ、全漁業者の現在及び将来の漁業損失を包括した総額で要求ないし交渉することも合理的方法であるといえる。しかし、砂利採取等により各漁業者に生じる現在又は将来の損失の補償という性格を有する以上、各漁業者ないし漁業者全体が被る損失の程度の予測、考慮を全く行わないとすれば、当該補償金を支払う砂利採取業者等にとっても、受領する漁業者にとっても、個々の補償金の金額の妥当性を判断する基準がなく、そのような方法で算定した金額には納得しがたいと思われることから、各漁業者ないし漁業者全体が被る損失の程度の予測、考慮を全く行わずに損失補償金を算定することは考えがたいといえるべきである。自衛隊の訓練等に必要の制限水域を設定することに伴う損失補償額の算定に当たって、制限水域を含む漁場において現に操業している漁業及び制限開始前に操業していた漁業について、平年及び制限時における漁業の種類、漁業の種類別又はその規模別の操業状況、操業体の規模、漁業粗収入、漁獲数量及び魚価等を調査するとされていること（自衛隊の訓練等に伴う漁業補償等に関する訓令24条、漁業補償処理要領25条）も、このことを裏付けているといえる。そして、甲50の3によれば、平成13年度郡中沖掃海訓練海面における漁業権等の行使制限による損

失補償においては、原告の作成した損失補償申請書に、漁業種類ごとに一律の額とはいえ、各漁業者の平年時及び制限時それぞれの粗収入、経営費、所得額等が記載されており、このことからすれば、原告にとって、各漁業者に生じる損失の個別の算出は困難であっても、各漁業者ないし漁業者全体に生じる損失の概括的な予測は可能であることが認められる。しかし、本件漁業協力金等の金額の算定に当たっては、上記(ア)及び(イ)のとおり、砂利採取等により各漁業者に生じる損失の程度はおろか、漁業者全体が被る損失の程度が考慮されたことをうかがわせる証拠もない。むしろ、本件漁業協力金等は、上記(ア)及び(イ)記載の算定方法にかんがみれば、砂利採取等により砂利採取業者等が得る収益の分配という性格を有することがうかがわれ、いずれにせよ、本件漁業協力金等が各漁業者の損失を補填する補償金であるとの原告の主張と整合しない。

イ 本件漁業協力金等の配分方法について

(ア) 証拠(甲25、甲28ないし49の2及び原告代表者甲)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

本件漁業協力金等の配分方法としては、まず、原告において、各地区に対する配分割合を決め、その上で、各地区において、配分委員会を設置して、各漁業者への配分を行っており、各地区内の各漁業者への配分額は、経営者と従事者などで区別するほかは一律である。

本件漁業協力金等のうち平成15年3月期における砂利採取に係る金員の配分方法としては、A地区の漁業者全体に上記各金員の66パーセントを、G地区を除く他の5地区の漁業者全体に19パーセントを、原告に15パーセントを配分し、A地区及びG地区以外の5地区が配分を受けた配分金の各地区への配分については、E地区にその44パーセントを、B地区にその41パーセントを、D地区にその12パーセントを、F地区にその1.5パーセントを、C地区にその1.5パーセントをそれぞれ配分し、各地区においては、それぞれの地区に所属する組合員から選出された地区役員が組織する配分委員会が、対象となる漁業者の漁業操業の実態とその資格を審査し、漁業経営者、漁業従事者、補助関係者等に区分した上で、それぞれの配分額を決定して配分している。A地区においては、4回に分けて配分を行い、各回ごとに、漁業経営者に一律16万円、漁業従事者に一律1万円の金員を配分した。

そして、漁業協力金等は、原告代表者甲を含む原告の従業員などの漁業を営んでいない者や、甲28ないし49の2の各個人所得明細表において漁業収入がないとされている多数の者に対しても配分されている。

(イ) 原告は、砂利採取に係る本件漁業協力金等の算定方法の根拠について、本件砂利採取区域において、A地区の漁業者はH共同漁業、許可漁業及び自由漁業を営んでいるのに対し、G地区を除く他の5地区の漁業者は許可漁業及び自由漁業のみを営んでいることから、A地区の漁業者全体に対する配分比率が上記5地区の漁業者全体に対する配分比率よりも高いことは当然である、G地区の漁業者は、本件砂利採取区域において、共同漁業、許可漁業及び自由漁業のいずれも営む権利がないため、砂利採取によって損失が生じず、本件漁業協力

金等の配分がない、原告に対する配分金は、原告の維持や代理に係る諸経費の負担等のための漁業者による拠出金である、上記5地区間の配分比率については、本件砂利採取区域から各地区までの距離等の利便性を考慮して決定していると主張する。

しかし、本件砂利採取区域は、H共同漁業権行使規則（甲20の②）第2条の表のA地先・B地先であり、同条によれば、本件砂利採取区域においてH共同漁業を営む権利を有する者の資格は、A町の地区（A地区）及びA町の地区（B地区）に住所を有する個人である組合員であるため、A地区の漁業者だけがH共同漁業を営んでおり、共同漁業を営めないことの損失を受けるから、B地区の漁業者よりも配分比率が高いという原告の主張と矛盾する。

この点、原告代表者甲は、尋問において、d共同漁業権が、原告の漁業者にとって一番大事な、歴史のある、大昔から依存している漁業権であることから、漁業補償が絡む場合は、飽くまでd共同漁業権の区分けを優先し、A地先についてはA地区だけが交渉権を有すると供述する。しかし、同供述は、尋問において被告側から上記矛盾を指摘されて初めてなされたものであり、従前全く主張されていなかったことにかんがみると、その信用性には疑念を抱かざるをえないし、また、いかにd共同漁業権が原告組合員にとって歴史のある重要な漁業権であったとしても、そのこととH共同漁業を営めないことによる損失補償を受けられる範囲は別問題というべきであり、本件砂利採取区域でH共同漁業を営む権利を有する者のうち、A地区の漁業者だけが同権利に係る損失補償を受けることができ、B地区の漁業者が損失補償を受けられない理由としては不合理といわざるを得ない。

(ウ) また、上記(ア)のとおり、原告は、砂利採取に係る本件漁業協力金等の配分比率がA地区及びG地区以外の5地区の間で異なる理由として、各地区から本件砂利採取区域までの距離が異なることを挙げている。しかし、原告は、上記5地区の漁業者の受ける損失について、同漁業者が本件砂利採取区域において許可漁業及び自由漁業を営むことができなくなることによる損失及び漁獲量の減少によって収入が減ることによる損失であると主張しているところ、本件砂利採取区域からの距離が遠いほど、船舶の燃料費等が増えるということはいえるものの、それによって上記損失の額が直接の影響を受けるとはいえない。むしろ、各地区全体の損失額は、各地区ごとの、本件砂利採取区域において許可漁業又は自由漁業を営む組合員の数によって大きく左右されると思われるが、配分比率の算定に当たって、本件砂利採取区域において各種の漁業を営む組合員の数 が考慮されたことをうかがわせる事情はない。したがって、上記5地区に対する配分比率に関する原告の主張は不合理といわざるを得ない。

なお、原告代表者甲は、尋問において、「砂利を採取すれば、・・・濁水が発生しまして、・・・もうそこから周辺というか、A全域、濁れで、おかの根まで泥水が打ち上げるような状況で、とてもじゃない操業もできんし、資源の壊滅を招くぐらいの影響、被害、これがものすごいもので、漁民においても、もうやめてくれと、砂利を止めてくれというような要請が度々あったもので、この砂

利採取による被害は、漁業全般、漁民全員に被害を及ぼしたものとされます。」と供述するところ、本件漁業協力金等が、砂利採取に伴う濁水によるA全域への被害に対する損失補償であるとするれば、本件砂利採取区域から各地区までの距離によって配分比率に差を設けることも理解しうる。しかし、甲の上記供述は原告の主張と矛盾するだけでなく、上記のような漁場被害があるのであれば、A地区以外の地区の地先においても共同漁業権の行使に影響が生じることは確実であるが、本件漁業協力金等の金額の算定及び各地区への配分比率の決定において、H共同漁業以外の共同漁業を営む権利に対する損失が考慮されたことをうかがわせる事情はない。また、砂利採取業者との交渉においても、区域外での採取に対する苦情は述べられているものの(甲25)、上記漁業被害が問題とされたことをうかがわせる事情もない。したがって、砂利採取に伴う濁水によってA全域に被害があった旨の上記供述は信用できず、結局、上記5地区に対する配分比率に関する原告の主張は不合理といわざるを得ない。

(エ) 前記(ア)記載のとおり、砂利採取に係る本件漁業協力金等の平成15年3月期におけるA地区内での配分は、4回に分けて行われ、各回において、漁業経営者に一律16万円、漁業従事者に一律1万円が配分されている。前記のとおり、各漁業者が受ける具体的な損失額を個別に算出することは困難であるから、配分額がある程度一律の取扱いとなることはやむを得ないといえるし、漁業収入のない漁業従事者に本件漁業協力金等を配分することも、砂利採取により漁労体の収益が減少することに伴い、事実上その漁労体における漁業従事者の収入が減る可能性にかんがみれば、直ちに漁業補償金としての性格と矛盾するとまではいえない。

しかし、原告は、本件漁業協力金等の各漁業者に対する配分について、本件漁業協力金等は、A地区の漁業者にとっては、共同漁業、許可漁業及び自由漁業を営むことができないことによる損失補償、G地区及び㊸地区を除く5地区の漁業者にとっては、許可漁業及び自由漁業を営むことができない損失補償であり、漁業を営む権利が同じであれば、損失補償額が同一となるのは当然であると主張する。原告の主張は必ずしも趣旨が判然としないが、一口に許可漁業といっても様々な種類があり、本件砂利採取区域で営める許可漁業にも、船びき網(さより磯船)、さわら流し網、はえ縄及びたこつぼがある(乙54)。そして、漁業の種類が異なれば、砂利採取によって被る影響の程度も大きく異なるといえ、実際、平成13年度郡中沖掃海訓練海面における漁業権等の行使制限による損失補償においては、原告は、小型機船底曳網を行う漁業者については申請額を28万0953円とし、吾智網を行う漁業者については申請額を7万7015円として、許可漁業の種類によって申請額に差異を設けている(甲50の3)。これに対し、砂利採取に係る本件漁業協力金等の平成15年3月期におけるA地区内での配分は、上記のとおり、漁業経営者と漁業従事者の区別しか考慮しておらず、また、その他の本件漁業協力金等の配分においても、漁業の種類を考慮して各漁業者に対する配分額を決定したことをうかがわせる証拠はなく、このことは、本件漁業協力金等の性格が損失補償金であることと整

合しないといえる。

なお、ある種類の許可漁業ないし自由漁業を営む者であっても、潜在的には他の種類の漁業を営みうるし、現在本件砂利採取区域その他の砂利採取等が行われている区域において漁業を営んでいない者も、将来同区域で漁業を営む可能性はあるが、原告がそのような潜在的な可能性ないし地位までも考慮して分配額を決めたことをうかがわせる証拠はない。

(オ) 以上のとおり、本件漁業協力金等が砂利採取等により各漁業者が受ける損失の補償であるとした場合、本件漁業協力金等の配分方法に関する原告の主張には不合理な点が多々生じ、本件漁業協力金等が損失補償金であることと整合しない。

ウ 本件委任状について

原告は、組合員の記名押印のある平成10年4月1日付け本件委任状(甲12)に、「私は、今後における国や地方自治体並びに民間企業等による消滅・実害・影響等に係る漁業の損失補償等に関し、A漁業協同組合代表理事組合長丁を代理人と定め、下記権限を将来にわたって委任します。記1 各種漁業補償並びにこれらに準ずる補償等についての交渉及び契約の締結をする権限(中略)3 受領した補償金の管理並びに配分等に関する権限。」との記載があることを根拠に、原告は、各漁業者から、各漁業者が漁業を営むことができないことによる損失の補償に関し、その代理人として、交渉、契約の締結、補償金の受領、配分等を行うことの委任を受けている旨主張する。

【判示(6)】

しかし、本件においては、そもそも本件漁業協力金等が各漁業者に対する損失補償金であること自体が争われているところ、本件委任状に記名押印した組合員数は507名である(甲12)のに対し、平成14年3月31日時点での原告の組合員数は798名であるから(乙17)、本件委任状作成後に新たに原告に加入した組合員も多数いると認められるが、原告が、総会に諮るなどの方法により、本件漁業協力金等に係る個々の契約に先立って、新たに加入した組合員から本件漁業協力金等に係る交渉、契約の締結、補償金の受領、配分等を行うことの委任を受けたことをうかがわせる証拠はない。したがって、本件委任状と本件漁業協力金等の関係は不明といわざるを得ず、本件委任状をもって、本件漁業協力金等が損失補償金であるとか、各漁業者に帰属すると推認することはできないというべきである。

エ 本件漁業協力金等の名目について

【判示(7)】

本件漁業協力金等の中には、「迷惑料」ないし「漁業補償」、の名目で受領されたものもあるものの(乙5及び7の1ないし7の3)、金員を受領する際の名目は便宜的に付けられることがしばしばあり、必ずしも同金員の実際の性格と一致するとは限らないことにかんがみれば、上記のような名目で本件漁業協力金等を受領したからといって、本件漁業協力金等が原告が砂利採取等の施工について同意を与えることの対価であることと整合しないとまではいえず、上記認定説示に照らせば、上記名目の記載から本件漁業協力金等が各漁業者の受ける損失に対する「漁業補償」であることまで推認されるものでもない。

オ 以上のとおり、本件漁業協力金等の算定方法及び配分方法は、本件漁業協力金等が各漁業者の受ける損失を補填する実害保障であることと整合せず、結局、本件漁業協力金等が法的に各漁業者に当然に帰属すべき純然たる損失補償金であることを認めるに足りる証拠はないといわざるをえない。

なお、原告が砂利採取業者等から受領した漁業協力金等の一部が、各事業年度に、組合員に配分されていることが認められるものの、砂利採取業者等としては、組合員との間の調整、トラブル発生未然防止さえなされればよいのであって、そのために原告が内部で漁業協力金等をどのように配分するかについては全て原告に委ねていたと考えるのが合理的であるし、他方、原告においても、上記のとおり、各組合員への配分額は、各組合員に生じる損失を反映しておらず、理事会における議論ないし交渉で決定されていること、個々の配分額について組合員の事前了承はないこと、原告の理事及び組合員らは、漁業協力金等を、福祉や共同利用施設の設置といった組合員全体の利益のために用いるべきであるとの認識を有しており、現に、原告は、漁業協力金等のうち、漁業協力金等に係る交渉、契約締結等に要した経費等に留まらない額の金員を自らに留保していることを併せ考慮すれば、漁業協力金等の各組合員に対する配分の有無及び金額は、原告の裁量に委ねられていて、原告の財政状態等により、場合によっては、金員の受領後、理事会の議決により組合員には配分しないという事態もあり得ると考えられることから、本件通達で仮受金勘定が認められている共同漁業権等の消滅等に対する補償金等とは異なり、原告が受領した漁業協力金等を自らに帰属させることなく各組合員に配分することが当然に予定されていたとまでは認められない。したがって、原告が本件漁業協力金等を二次的に各組合員に配分することを予定し又は現に配分したとしても、それによって本件漁業協力金等の性格が変わるものではないし、本件漁業協力金等について仮受金勘定が認められるものでもない。

(5) 本件漁業協力金等が各組合員に帰属することの根拠として原告の主張するその他の事由について、以下検討する。

ア 漁業補償金の配分に関する愛媛県の指導について

原告は、本件漁業協力金等が組合員に帰属する理由として、愛媛県が、昭和44年ころから、県下の漁業協同組合に対し、組合員の委任を受けて漁業補償金を取得することを認めるとともに、これを組合員に公正に配分するように指導してきたと主張する。

【判示(8)】

しかし、愛媛県の上記指導は昭和44年ころから行われているのに対し(甲1)、原告の主張によれば、砂利採取に伴う漁業補償問題は昭和53年ころから発生したというのであるから、上記指導が砂利採取に伴う漁業補償を念頭に置いたものとは認めがたい。また、前記(4)で述べたとおり、本件漁業協力金等が組合員の漁獲減少を填補するものであるとは認められないから、原告の主張は、前提を欠き、そもそも失当である。

イ 本件通達について

【判示(9)】

原告は、国税庁は、本件通達により、漁業補償金の仮受金勘定による経理を認めてきたのであり、支払う者が国であれ私企業であれ、組合員の漁獲減少を填補

する性格を有する以上、組合員への配分が予定されている部分の仮受金処理を認めなければならない旨主張する。

しかし、前記(4)で述べたとおり、本件漁業協力金等が法的に各漁業者に当然に帰属すべき純然たる損失補償金であることを認めるに足りる証拠はないし、原告が本件漁業協力金等を自らに帰属させることなく各組合員に帰属させることが当然に予定されていたとも認められないことから、本件漁業協力金等について仮受金勘定を認める前提を欠き、原告の主張には理由がない。

ウ 原告の指摘する裁判例について

【判示(10)】

原告は、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同平成元年7月13日第一小法廷判決・民集43巻7号866頁は、結論としての判断において、漁業補償金の帰属主体が現実に漁業操業に関し損失を被る漁業協同組合の組合員たる漁業者であることを認めていると主張する。

しかし、上記最高裁判決は、漁業協同組合がその有する漁業権を放棄した場合に漁業権消滅の対価として支払われる漁業補償金は、漁業協同組合に帰属し、組合員はその配分を受ける立場にあるにすぎない旨を判示したものであることは、その判決文に照らして明らかであり、原告の主張は、独自の見解であって採用の限りでない。

エ 大洲税務署の原告に対する照会について

【判示(11)】

原告は、大洲税務署が、原告に対し、原告が砂利採取業者等から受領した漁業補償金の個々の組合員に対する配分額を照会してきたことなどをもって、これは同署が原告の受領した漁業補償金が各組合員の所得であると認識してきたからにはほかならないと主張する。

しかし、本件漁業協力金等が、直接組合員に帰属する場合も、いったん原告に帰属した上で組合員に配分される場合も、結果的に組合員の所得を構成することには変わりがない以上、大洲税務署長が、組合員個人の確定申告に関する調査として、組合員への配分金に関する調査・指導をしたとしても、それをもって、本件漁業協力金等が各漁業者に帰属することや仮受金勘定を認めたことにはならない。したがって、原告の主張には理由がない。

なお、原告は、大洲税務署が、昭和57年4月ころ、原告に対し、漁業補償金の組合員への配分総額を確定申告書の「当期利益又は当期損失の額」欄の「加算」欄と「減額」欄に記載するよう指導したと主張し、これをもって、大洲税務署が本件漁業協力金等が原告の所得でないことを認めていた証左であると主張する。

しかし、法人税の申告書別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の加算、減算欄は、その法人に帰属する収入金額等や支出金額等を記載するものであるから、原告の主張する指導は、本件漁業協力金等が原告に帰属することと何ら矛盾せず、原告の主張は理由がない。

オ 他の漁業協同組合に対する課税処分の例について

【判示(12)】

原告は、原告及び訴外J漁業協同組合に対する課税処分以外には、愛媛県内及び他県において、砂利採取に伴う漁業補償金を漁業協同組合の益金とした課税処分の例はないと主張する。

しかし、漁業協同組合が業者から受領した金員が漁業協同組合と組合員のいずれに帰属するかは、当該金員の支払われた趣旨、すなわち当該金員の性格によって、個別に決まるものであるから、他の漁業協同組合に対する課税処分の場合によって、本件漁業協力金等の帰属主体が左右されるものではない。そして、前記(4)で述べたとおり、本件漁業協力金等が組合員の漁獲減少を填補する性格を有するとは認められないのであるから、他の漁業協同組合において組合員に配分した砂利採取に伴う漁業補償金について課税処分された例がないとしても、租税平等原則に違反することにはならない。また、仮に、他の税務署が、本件漁業協力金等と同様の性格を有する金員について、漁業協同組合の益金ではないとの取扱いをしていたとしても、租税法律主義の立場からは、信義則の適用が認められる場合でない限り、むしろ他の税務署の扱いが是正されるべきなのであって、他の税務署の課税処分の例によって、本件漁業協力金等が原告の益金に含まれるか否かが左右されるものではない。したがって、原告の主張は理由がない。

- (6) 以上のとおり、本件漁業協力金等は、砂利採取業者等が原告の有する共同漁業権漁場区域内で砂利採取等を行うことについて原告が同意を与えることに対する対価と認められるから、その全額が原告の収益と認められ、かつ、本件漁業協力金等が「資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益」(法人税法22条2項)に該当することは明らかであるから、その全額が原告の益金となると解される。

2 争点2に対する判断

- (1) 原告は、前記争いのない事実等(1)記載のとおり、昭和37年12月1日にA、B、C、D、E、F及びGの各漁業協同組合の合併により新設されたところ、水産業協同組合法72条の規定により、合併により存続する組合又は合併により設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を承継するから、合併前の各旧漁業協同組合が行ってきた事業に係る権利義務は、本来、合併によって設立された組合である原告に包括的に帰属する。

これに対し、原告は、共同漁業権行使規則上、各地区の漁業者が共同漁業を営むことができるのは地先海域においてだけであることから、各地先海域における共同漁業権を管理するために、各地区の漁業者で構成する任意組合(人格なき社団)が設立され、各地区の任意組合が、合併前の各旧漁業協同組合が行っていた事業を引き継いで、原告とは別の事業として行ってきたと主張する。

- (2)ア しかし、原告代表者甲によれば、任意組合としての設立総会は開催されておらず、任意組合としての事務所もないというのであり、弁論の全趣旨によれば、任意組合としての確定申告の事実も認められない。また、任意組合と原告の支所はそれぞれどのような事務を行っていたのかという被告指定代理人の質問に対する原告代表者甲の供述によっても、原告の支所とは別個の団体としての任意組合の活動の内容は判然としない。さらに、上記のとおり、合併により設立等された組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を包括的に承継し、合併前の組合が行っていた事業に係る権利義務関係は、合併後の組合に包括的に帰属するところ、原告代表者甲によれば、任意組合は上記合併後に設立されたというのであるから、任意組合が各旧漁業協同組合の事業に係る権利義務を引き継ぐためには、原告か

らの権利義務関係の移転がなければならないが、権利義務の移転ないし留保やそれに伴う対抗要件の具備などがあつたことを示す証拠はない。このように、任意組合の設立があれば当然認められるはずの事実を示す証拠が本件においては無い。

イ G地区に設立された任意組合の総会資料として原告が提出した書証（甲13）の表紙には、「A漁協G支部（G組合）」と記載されている。また、前記1(2)イ記載のとおり、平成13年度D漁港地域水産物供給基盤整備工事に係る漁業補償名目の領収証には、領収主体として「D漁業組合」と記載されているもの（乙7の1及び2）と、「A漁協D支所」と記載されているもの（乙7の3）がある。そして、原告の主張するとおり各旧漁業協同組合単位で設立された任意組合が存在するのであれば、旧漁業協同組合名義に原告の支所名を付記する必要はないはずであり、また、領収主体も全て旧漁業協同組合名義ないし任意組合名義で作成すれば足りるはずである。むしろ、上記の総会資料及び領収証の記載に照らせば、原告の関係者自身、各旧漁業協同組合と原告の支所との同一性ないし連続性を認識していると認めるのが相当である。

ウ 原告は、共同漁業権行使規則上、各地区の漁業者が共同漁業を営むことができるのは地先海域においてだけであることをもって、任意組合設立の必然性があると主張する。しかし、各地区の地先海域において共同漁業を営むことができる資格が当該地区の漁業者に限定されていたとしても、個々の地先海域における共同漁業の管理のために、あえて原告とは別個の団体を結成しなければならない必然性は何ら無い。すなわち、原告の有する共同漁業権及び入漁権の管理は原告の本来の事業である以上（乙3の4）、原告の下部組織として各地区において共同漁業権の管理をすれば足りるのであるから、共同漁業を営むことができる資格が限定されていることによっては、任意組合の存在を推認するに足りない。

エ また、原告の指摘する、地元地区ないし関係地区に関する漁業法の規定や、漁業権の放棄又は変更等における組合員の同意制度（漁業法31条）及び漁業権の管理に係る部会制度（水産業協同組合法51条の2等）は、漁業権に関する漁業協同組合の意思決定について、漁業権の地元地区・関係地区の組合員の意思を適切に反映させるための規定であつて（甲23）、飽くまで漁業協同組合の内部の意思決定手続に関する規定であるから、漁業協同組合とは別個の団体の存在を想定したものではない。

オ なお、本件各更正処分において原告の雑収入の計上漏れとされた金員が入金された預貯金口座の中には、「e代表f名義普通貯金口座」のように原告の支所以外の名称の団体の代表者名義ないし個人名義の口座が認められる（別紙8①、②、④ないし⑨及び⑩）。しかし、ある法人の下部組織としての支所が当該法人の事業を行う場合に、それが適切な処理であるかは別にして、支所の独立性を増し、事業のための資金を機動的に使用できるようにするなどの目的で、様々な名義の口座を作り、そこに事業資金を入れておくことは十分あり得ることであるから、上記各口座の存在によっては、原告の支所とは別個の任意組合の存在を認めることはできないというべきである。

【判示(13)】 (3) 以上より、結局、原告の主張する任意組合の存在を認めるに足りる証拠はなく、

むしろ、関係各証拠によれば、以下のとおり、各旧漁業協同組合単位の各地区ごとに経理される収入及び費用は、原告の下部組織としての支所の活動によって生じたものと認められる。そして、内国法人は法人格ごとに納税義務を負い（法人税法4条）、法人税の課税対象となる所得金額は、支店・支所の活動によるものも含め、その法人の活動により生じた収益及び費用を合算して算出するから、上記収入及び費用は、原告の所得金額に加算あるいは減算されるべきものである。

ア 入漁料（別紙3②、別紙4の別表②の1ないし4）について

争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば、上記入漁料は、原告の有する共同漁業権が及ぶ範囲内において、漁業を営む権利を有しない潜水器漁業者及びiが漁業を行う対価として徴収されたものであるところ、入漁の容認は、共同漁業権の管理行為の一つであるから、原告の本来の事業に含まれる。そして、このことに、入漁料が、別紙4の別表②-3に記載されたものを除き、各支所の代表者名義の口座に入金されていること（同別表②-1、2及び4参照）、潜水器漁業者に原告C支所の地先の漁業権の範囲内で潜水器漁業を営むことを認め、潜水器漁業者が協力金を支払うという内容の覚書（乙10）及び潜水器漁業者から支払われた入漁料の領収証（乙12の1ないし乙12の3）に、「A漁業協同組合C支所」という記名があることを考え併せれば、入漁料は原告の下部組織としての支所の活動により生じた収益であると認められ、原告の益金として、その所得金額に加算されるべきである。

なお、同覚書には原告代表理事組合長が立会人として記名しているところ、原告の事業である以上、当事者として記名すれば足りるようにも思えるが、C支所の地先であることから、同支所の意思を尊重するためにも、下部組織としてではあるが、C支所に同地先における漁業権の管理を任せたとしても何ら不自然ではない。また、覚書の相手方は、原告のA支所に所属する潜水器漁業者であるが、組合員であっても、自らが漁業権を有さない海域で漁業を営むために原告との間で契約を締結することはあり得ることであり、何ら不自然なことではない。

イ 受託販売手数料（別紙3③、別紙4の別表③-1ないし3）について

甲21の9、乙13、乙27、原告代表者甲及び弁論の全趣旨によれば、青海苔漁を営む原告の組合員が原告の有するg共同漁業権漁場区域内で採取した青海苔が、G組合名義で株式会社hに受託販売され、同業者からG組合名義の預金口座に青海苔の出荷に係る販売代金が入金されるとともに、その運送費用や、青海苔漁を営む原告組合員に対する清算金が同口座から出金されていることが認められる。

上記のとおり、販売される青海苔は、原告の有する共同漁業権の漁場区域において採取されたものであり、かつ、原告組合員の採取した青海苔の販売は、原告の定款上の目的事業である「組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売」（乙3の4）にほかならないことからすれば、上記の青海苔の受託販売は、原告の事業の一部として行われたと推認される。これに対し、原告は、G組合は独自の会計処理に従って事業を行っていると主張するが、原告がその根拠として提出した同組合名義の平成14年度総会資料（甲13）の表紙には、「A

漁協G支部（G組合）」と記載されていること、記名押印している丙は原告の理事であること（乙14ないし16の各確定申告書添付の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」）からすれば、むしろ、原告が任意組合と主張するG組合なる団体は、あくまで原告の下部組織としての支所であると認められ、他に原告とは別個の任意組合であるG組合なる団体が存在することを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記青海苔の受託販売は原告の事業の一部として行われたと認められ、同受託販売に係る上記入出金の差額は、受託販売手数料として原告に帰属し、益金として原告の所得金額に加算されるべきであると認められる。

ウ i酒肴料（別紙3⑤、別紙4の別表⑤-1及び2）について

乙24の1、乙24の2及び乙36によれば、B支所代表j別段貯金及びe代表f名義普通貯金には、「i酒料」、「i」及び「iより酒料」と記載された入金が認められる。前記ア記載のとおり、iは原告に入漁料を支払って原告の有する共同漁業権の漁場区域において漁業を行っていること、上記入金の原因となる具体的取引等の存在をうかがわせる証拠がないこと、原告が自己に帰属する雑収入であると自認するi酒料（別紙3⑤）と上記入金に係る金員が性格を異にすることをうかがわせる証拠はないことを併せ考慮すれば、上記入金は、iが原告の共同漁業権漁場区域において円滑に漁業を行うことを目的として支払われたものと推認され、原告に帰属するものと認められ、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

エ 駐車料及び停船料（別紙3⑥、別紙4の別表⑥）について

乙25の1、乙25の2及び弁論の全趣旨によれば、B地区漁船管理施設を利用する者から、駐車料及び停船料が、それぞれ「駐車料」、「協力金」の名目で、環境整備費代表f名義普通預金に入金されていることが認められる。そして、乙18によれば、原告は、A町との間のB地区漁船管理施設管理運営委託契約により、漁船管理施設の管理運営を無償で受託しており、同契約には、施設の使用及び管理に係る経費は原告が負担する旨定められていることが認められるところ、同施設の使用及び管理の権限が原告に与えられており、使用及び管理によって生じる経費を原告が負担するものであることからすると、同施設を使用させることによって得られる駐車料及び停船料の収入も原告に帰属すると解するのが合理的であるから、上記入金は原告に帰属するものと認められ、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

オ 測量協力金（別紙3⑦、別紙4の別表⑦）について

乙19、乙20、乙38及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成14年7月23日に、k株式会社から測量調査協力金として30万9000円を、同月25日に、m株式会社からA港調査協力金として23万4000円をそれぞれ受領したが、このうち一部を雑収入として計上し、それぞれの残りの25万7500円及び19万5000円を、平成14年9月4日、「測量調査補償金」及び「A港調査補償金」の名目でA支所代表甲名義別段貯金に入金していることが認められる。原告は、上記金員を原告自身の名義で、協力金として受領しているところ、

その一部分のみを原告の雑収入とする合理的理由は認められず、また、雑収入として計上されていない上記金員が入金された口座が、原告の支所の代表者名義の口座であることも併せ考慮すれば、原告が受領した全額が原告に帰属すると認めるのが相当であり、上記入金は、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

カ B 備船料（別紙 3 ⑧、別紙 4 の別表⑧）について

乙 3 6 によれば、B 支所代表 j 名義別段貯金に、平成 1 2 年 1 1 月 1 日、「投石漁船借上料 4 日」として 1 2 万円、「蛸壺備船料」として 1 万円の現金による入金があったことが認められる。入金の名目及び入金のあった口座の名義に照らせば、上記入金は、原告に帰属するものと認めるのが相当であり、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

キ 自動販売機手数料（別紙 3 ⑨、別紙 4 の別表⑨）について

乙 2 5 の 1 によれば、環境整備費代表 f 名義普通貯金に、平成 1 2 年 6 月から平成 1 3 年 1 1 月まで、ほぼ毎月「n」という名目の入金があったことが認められる。前記のとおり各旧漁業協同組合単位で設立された任意組合の存在を認めるに足りる証拠はないことに、弁論の全趣旨を総合すれば、上記入金は、原告の D 支所に設置された清涼飲料水の自動販売機の設置手数料であること、及び同自動販売機の電気代は同支所が負担していることが認められるから、上記入金は、同支所において生じた原告の収益として原告に帰属するものと認めるのが相当であり、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

ク 集会所手数料（別紙 3 ⑩、別紙 4 の別表⑩）について

乙 2 4 の 1 によれば、e 代表 f 名義普通貯金に、「集会所使用料」名目の入金があることが認められる。そして、原告の主張する任意組合の存在を認めるに足りる証拠はないことに平成 1 3 年 3 月期の異議申立書（乙 1 の 1）に添付された別紙「異議申立理由書（平成 1 2 年度分）」の＜加算項目＞1 (2) コ記載の主張内容及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告の主張するとおり、上記入金は、原告の婦人部が管理する D 地区の集会所の使用料であると認めるのが相当である。そして、原告は、合併により、旧 D 漁業協同組合の上記集会所に対する権利も包括的に承継していることから、結局、上記入金は、原告が権利を有する建物の使用料、すなわち原告の収益として、原告に帰属するものと認められ、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

ケ 建物移転補償金（別紙 3 ⑪、別紙 4 の別表⑪）について

乙 1 3 及び乙 2 7 によれば、四国地方整備局から、G 組合代表乙名義普通預金口座に、平成 1 4 年 1 1 月 1 2 日に 3 8 万円、同月 2 0 日に 1 6 万 3 6 3 5 円の入金があったことが認められる。そして、甲 1 4、乙 1 3 及び弁論の全趣旨によれば、上記入金は、G 組合名義で行われている事業に使用していた作業場敷地の使用貸借権の消滅及び作業場等の移転に対する補償金として支払われたものと認められるところ、前記のとおり、G 組合名義で行われている事業は原告の事業の一部であると認められること、及び原告は、合併により、旧 G 組合が有していた権利を包括的に承継したことからすれば、上記入金は、原告の事業に使用され

ていた作業場敷地の使用貸借権の消滅及び同作業場等の移転に対する補償金として、原告に帰属するものと認めるのが相当であり、益金として原告の所得金額に加算されるべきである。

コ h寸志（別紙3⑫、別紙4の別表⑫）について

乙13及び乙27によれば、G組合代表乙名義普通預金口座に、平成12年6月12日及び平成13年6月18日に、「h総会費用として」それぞれ10万円の入金があったことが認められる。前記のとおり、原告は事業の一環としてh株式会社に対し青海苔を受託販売していると認められること、及び上記入金の原因となる具体的取引等の事実をうかがわせる証拠はないことからすれば、上記入金は、h株式会社が、原告との間の円滑な取引を維持する目的で支払ったものと認めるのが相当であり、原告の事業に関連して支払われたものであるから、原告に帰属する益金として、原告の所得金額に加算されるべきである。

サ 受取利息（別紙2④、別紙5）について

別紙8①ないし⑨記載の預貯金口座は、以下のとおり、いずれも原告に帰属するものと認められるから、これらの預貯金の利息も、原告に帰属する受取利息として、所得金額に加算されるべきである（なお、別紙8⑩ないし⑱の貯金口座は、別段貯金であるため、受取利息は生じないことから、以下では検討しない）。

なお、原告は、別紙8①ないし⑨記載の預貯金口座に関し、各口座の個々の入出金の事業関連性について具体的な反論反証を行うことなく、同口座はいずれも各地区の任意組合がその自主事業による財産管理のために開設した預貯金口座であると主張するのみであるが、原告の主張する任意組合の存在を認めるに足りる証拠がないことは前記のとおりである。

(ア) A地区砂利採取委員会名義A漁業協同組合普通貯金（別紙8①）

乙21によれば、本件漁業協力金等の入金及び同金員の組合員等への配分金の出金が認められること、その他に「会議費」、「砂利委員報酬」「魚礁作業費」などの出金が認められるが、原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことからすれば、原告に帰属する貯金口座と認めるのが相当である。

なお、上記貯金口座を提供しているのは原告自身であるところ、同口座について発生する利息は原告が自らに支払っていることになるが、同利息に関し、支払利息としての側面をとらえて損金として原告の所得金額から減算されていること（乙14ないし16の各確定申告書添付の「損益計算書」及び弁論の全趣旨）との均衡上、原告に帰属する受取利息としての側面についても把握して、所得金額に加算するのが相当である（下記(イ)ないし(カ)及び(ク)について同じ）。

(イ) E漁業生産研究会代表q名義A漁業協同組合普通貯金（別紙8②）

上記貯金に係る普通貯金元帳（乙22の1）及び通帳（乙22の2）のみからは、入出金のほとんどについて名目が明らかでないものの、「組合員負担金」の入金があること、毎月電話代及びリース物件の支払と推測される金員が引き落とされていることに弁論の全趣旨を総合すれば、上記口座は、原告のE支所

の事業に関する入出金がなされた口座であって、原告に帰属すると認めるのが相当である。

(ウ) F支所代表r名義A漁業協同組合普通貯金(別紙8③)

乙23の1、乙23の2及び弁論の全趣旨によれば、入金のおよそほとんどが、「磯金」の名目であるところ、当該入金は、前記のとおり原告の収益と認められる入漁料(別紙4別表②-1)であると認められる。そして、組合員の福利厚生も含めた原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことを併せ考慮すれば、上記貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(エ) e代表f名義A漁業協同組合普通貯金(別紙8④)

乙24の1、乙24の2及び弁論の全趣旨によれば、「助成金」と記載された入金が複数あるが、これらは、下記(ケ)記載のとおり原告に帰属すると認められる貯金口座(別紙8⑨)の貯金がその原資であると認められること、前記のとおり原告の収益と認められる入漁料(別紙4別表②-3)、i酒肴料(別紙4別表⑤-2)及び集会所手数料(別紙4別表⑩)の入金が認められること(当事者間に争いが無い)、組合員の福利厚生も含めた原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことを併せ考慮すれば、上記貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(オ) 環境整備費代表f名義A漁業協同組合普通貯金(別紙8⑤)

乙25の1、乙25の2及び当事者間に争いのない事実によれば、上記貯金への入金は、前記のとおり原告の収益と認められる駐車料及び停船料(別紙4別表⑥)並びに自動販売機手数料(別紙4別表⑨)の入金であり、また、原告の事業と関連しない出金があることをうかがわせる事情はないことから、上記貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(カ) 職員代表戊名義A漁業協同組合普通貯金(別紙8⑥)

乙26によれば、上記貯金口座への入金のおよそほとんどは、下記のとおり原告に帰属すると認められる市場調査報酬(別紙4別表⑬)、原告が自らの収入であると自認するフグ水揚調査報償金(別紙4別表⑭)、i酒料(別紙4別表⑮)、放流効果調査費(別紙4別表⑯)及びホシガレイ売上(別紙4別表⑰)の入金であることが認められ、出金も、「香典」や「組合長見舞金」、「職員会仮払金」など原告の福利厚生等の活動費用のためになされており、組合員の福利厚生も含めた原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことから、上記貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(キ) G組合代表乙名義M銀行長浜支店普通預金(別紙8⑦)

乙13及び乙27によれば、前記のとおり原告の収益と認められる受託販売手数料(別紙4別表③-1ないし3)、建物移転補償金(別紙4別表⑪)及びh寸志(別紙4別表⑫)の入金が認められること、原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことから、上記預金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(ク) G組合代表丙名義A漁業協同組合定期貯金(別紙8⑧)

被告は、上記定期貯金に係る申込書（乙28の1）記載の申込日及び金額（平成13年8月6日、30万円）が、別紙8⑦記載の普通貯金からの出金（乙27）と一致することをもって、上記定期貯金の原資が上記普通貯金であると主張するところ、それに対し、原告は何ら反論反証を行わないことから、弁論の全趣旨により、被告主張のとおり、上記定期貯金の原資は上記普通貯金であると認めるのが相当であり、かつ、上記(キ)記載のとおり、上記普通貯金は原告に帰属すると認められるから、上記定期貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

(ケ) f名義郵便局通常貯金（別紙8⑨）

上記貯金の名義人であるfの平成16年3月30日付けの申述書（乙30）によれば、同人は名義を貸したにすぎず、かつ、上記貯金口座に係る入出金は、前記のとおり原告の収益と認められる本件漁業協力金等の入金及び同金員の組合員等への配分金の出金や、支所経費の出金、漁業者への融資及びその返済であると認められ、原告の事業に関連しない入出金があることをうかがわせる事情はないことから、上記貯金口座は原告に帰属すると認めるのが相当である。

シ 丙に対する役員賞与について

乙13及び乙44によれば、平成14年6月28日、丙に対して、G組合名義の事業に関する役員手当等として26万円が支払われたことが認められる。そして、前記のとおり、G組合名義の事業は原告の下部組織として行われたものであり、原告に帰属するものであると認められることから、同事業に関して支払われた報酬も原告から支払われたものと認めるのが相当である。そして、丙に対する原告理事としての報酬は、別途原告から支給されていることから（乙16の確定申告書添付の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」参照）、上記26万円は、原告から同人に対する賞与と認めるのが相当である。したがって、上記26万円は、役員賞与の計上漏れとして、原告の所得金額から減算される。

そして、役員賞与は、法人税法35条1項（平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの）の規定により、損金の額に算入できないから、同額が、役員賞与の損金不算入額として、原告の所得金額に加算される。

ス 雑費（別紙7）について

本件各更正処分において雑費の計上漏れとして原告の所得金額から減算された金員は、別紙8①ないし⑨の預貯金口座から出金されたものであるところ（別紙7別表⑳-1ないし3参照。当事者間に争いが無い。）、前記のとおり、同預貯金口座は原告に帰属するものであると認められ、また、原告の主張するような任意組合の存在を認めるに足りる証拠はない以上、上記金員は、原告の雑費と認めるのが相当であり、原告の所得金額から減算されるべきである。

(4) 市場調査報酬（別紙4別表⑬）について

原告は、上記金員は、原告の職員が個人の資格でKから委託を受けた市場調査に対する報酬として支払われたもので、源泉徴収も当該職員に対しなされているから、原告の所得ではないと主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、上記市場調査は、原告の職員が勤務時間内に原

告の所有する資料を用いて行ったものと認められ、かかる事実によれば、上記市場調査は、原告の職員が職務として行ったものと推認するのが相当であり、この報酬は、上記(3)サ(カ)で認定の原告に帰属する口座に入金されていることを総合すれば、原告の所得であると認めるのが相当である。なお、仮に職員個人に対する課税があったとしても、直ちに二重課税として違法となるものではない。

(5) 争われているその他の加減算項目について

ア 寄附金及び給与の計上漏れ並びに寄附金の損金不算入額について

本件漁業協力金等は、別紙8記載の口座へ入金された後、配分金として出金されている(別紙6参照)。そして、本件漁業協力金等は、前記のとおり、原告に帰属すると認められ、原告が砂利採取業者等から受領した段階で原告に確定的に帰属しており、組合員等に配分するか否かは原告の意思に委ねられている。また、上記出金のうち、平成12年ないし15年分個人所得明細表(乙40ないし43)により配分先が明らかな組合員に対する配分額は、前記のとおり、当該組合員の漁獲高や同人が受ける損失との関連性が認められない。また、配分は、組合員でない原告の職員に対してもされている。したがって、原告組合員に対する配分は、直接的な事業関連性及び対価性のない金銭の贈与と認められるから、寄附金として、また、原告職員に対する配分は、雇用契約関係にある者に対する支払と認められるから、給与として、それぞれ原告の所得金額から減算されるべきである。

また、別紙2⑤記載の金額は、上記寄附金のうち、法人税法37条及び同法施行令73条の規定に基づき算出される損金算入限度額を超える金額であると認められるから、損金不算入額として原告の所得金額に加算されるべきである。

イ 事業税の損金算入額(別紙2⑨)について

事業税の額は、その法人の前事業年度の所得金額に基づき算定され、法人税法38条ないし41条が規定する損金不算入とされる租税公課に該当しないものであるから、その全額が損金に算入されるところ、以上のとおり適法と認められる平成13年3月期及び平成14年3月期の各更正処分による所得金額の増加に伴って生じる事業税の増加額は、原告の平成14年3月期及び平成15年3月期の所得金額からそれぞれ減算されるべきである。

3 本件各処分の適法性

(1) 本件各更正処分の適法性

ア 平成13年3月期更正処分

前記1及び2のとおり、被告の主張する平成13年3月期更正処分の根拠に対する原告の主張はいずれも理由がないこと及び弁論の全趣旨を総合すると、前記第2の2(2)イ記載のとおり、平成13年3月期の原告の所得金額は1億3064万0809円であり、納付すべき法人税額は2857万6000円であって、これらはいずれも平成13年3月期更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、平成13年3月期更正処分は適法である。

イ 平成14年3月期更正処分

前記1及び2のとおり、被告の主張する平成14年3月期更正処分の根拠に対する原告の主張はいずれも理由がないこと及び弁論の全趣旨を総合すると、前記

第2の2(3)イ記載のとおり、平成14年3月期の原告の所得金額は1億2413万3024円であり、納付すべき法人税額は2723万8900円であって、これらはいずれも平成14年3月期更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、平成14年3月期更正処分は適法である。

ウ 平成15年3月期更正処分

前記1及び2のとおり、被告の主張する平成15年3月期更正処分の根拠に対する原告の主張はいずれも理由がないこと及び弁論の全趣旨を総合すると、前記第2の2(4)イ記載のとおり、平成15年3月期の原告の所得金額は9675万1536円であり、納付すべき法人税額は2113万8400円であって、これらはいずれも平成15年3月期更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額と同額であるから、平成15年3月期更正処分は適法である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

前記のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、また、同処分により増加した納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、更正処分前の税額の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められないので、同条1項及び2項の規定に基づいて行われた本件各賦課決定処分も適法である。

4 争点3に対する判断

(1) 原告は、本件漁業協力金等について、20数年余りの間、非課税の取扱いが税務署の指導により認められてきたこと、原告はその指導を信じてそれに基づいて仮受金の計上処理をしてきたこと、原告が上記指導を信じたことにつき何ら過失はないことなどを理由に、本件各処分は、明らかに信義則に違反し、かつ裁量権を濫用した違法な処分であると主張する。

【判示(14)】 (2) しかし、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、上記課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて上記法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、上記特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに上記表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の上記表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない（最高裁昭和●●年(○○)第●●号同昭和62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁）。

【判示(15)】 そこで、本件漁業協力金等に関し、原告に対して信頼の対象となる公的見解の表示があったといえるかを検討する。まず、前記1(5)エ記載のとおり、大洲税務署が、

原告に対し、原告が砂利採取業者等から受領した金員の個々の組合員に対する配分額について調査・指導したことをもって、大洲税務署長が当該金員が各組合員に帰属することや仮受金勘定処理を認めた旨の公的見解を表示したとは認められない。また、原告代表者甲によれば、原告が、税務官庁に対し、砂利採取業者等から受領した金員の税務処理に関して、積極的に相談をしたり指導を求めた事実はない。そして、大洲税務署長が、過去の税務調査の際に、砂利採取業者等から受領した金員についての原告の仮受金勘定処理を是正しなかったとしても、それだけでは、本件漁業協力金等について原告の所得として課税の対象としない旨の大洲税務署長の黙示の意向の表明であるとまでは認めるに足らず、その他一切の事情を考慮しても、本件漁業協力金等に関し、原告に対して信頼の対象となる公的見解の表示があったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件各更正処分について信義則の適用は認められず、原告の主張は理由がない。

5 争点4に対する判断

【判示(16)】 (1) 原告は、本件裁決が、原告が審査請求において主張した、①国税庁は、漁業補償金は組合員に帰属するとしている、②国税庁の上記見解に沿った判例が存在する、③本件各更正処分は、大洲税務署長による従前の課税実態からすれば、禁反言の原則に反し許されないという主張を意図的に脱漏させて判断しているから、本件裁決には固有の瑕疵があると主張する。

しかし、本件裁決の裁決書(甲14)によれば、上記①及び③の主張については、国税不服審判長は、原告の主張の要旨を的確に取り上げ、十分な理由と共にそれに対する判断を下していると認められる。また、上記②の主張については、確かに裁決書において取り上げられてはいないが、前記1(5)ウ記載のとおり、前記最高裁判決に関する原告の見解は独自のものであって採用の限りでないことから、あえて明示的には取り上げなかったとしても、裁量の範囲内であって、違法とまでは認められない。

(2) 原告は、本件裁決には、本件各更正処分によって認定された課税標準又は税額が客観的な課税標準又は税額を超えているにもかかわらず、これを超えていないと判断した実体的違法があると主張するが、これは原処分である本件各更正処分の違法をいうにとどまり、何ら裁決固有の瑕疵を主張するものではない。

(3) したがって、原告の主張はいずれも理由がなく、その他記録を精査しても、本件裁決に固有の瑕疵があることを認めるに足りる証拠はなく、本件裁決は適法である。

第4 結論

以上のとおりであるから、原告の請求についてはいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して本文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第1部
裁判長裁判官 山本 剛史
裁判官 武田 義徳

裁判官 松原 経正

別紙 1

課税処分等の経過表

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額	
平成13年3月期	確定申告	平成13年6月26日	7,945,548円	1,583,100円	— 円
	更正処分	平成16年6月25日	130,640,809円	28,576,000円	3,961,000円
	異議申立	平成16年8月23日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ122,298,268円、受取利息の計上もれ15,514円並びに寄附金の損金不算入額118,146,073円の取消し及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	異議決定	平成16年11月18日	棄却		
	審査請求	平成16年12月10日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ122,298,268円、受取利息の計上もれ15,514円並びに寄附金の損金不算入額118,146,073円の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	裁決	平成17年6月30日	棄却		
平成14年3月期	確定申告	平成14年6月25日	20,656,457円	4,474,000円	— 円
	更正処分	平成16年6月25日	124,133,024円	27,238,900円	3,187,000円
	異議申立	平成16年8月23日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ117,013,486円、受取利息の計上もれ6,836円並びに寄附金の損金不算入額93,452,299円の取消し及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	異議決定	平成16年11月18日	棄却		
	審査請求	平成16年12月10日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ117,013,486円、受取利息の計上もれ6,836円並びに寄附金の損金不算入額93,452,299円の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	裁決	平成17年6月30日	棄却		
平成15年3月期	確定申告	平成15年6月27日	15,407,180円	3,242,700円	— 円
	更正処分	平成16年6月25日	96,751,536円	21,138,400円	2,514,000円
	異議申立	平成16年8月23日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ95,385,356円、受取利息の計上もれ2,107円、寄附金の損金不算入額87,301,771円並びに役員賞与の損金不算入額260,000円の取消し及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	異議決定	平成16年11月18日	棄却		
	審査請求	平成16年12月10日	更正処分のうち、雑収入の計上もれ95,385,356円、受取利息の計上もれ2,107円、寄附金の損金不算入額87,301,771円並びに役員賞与の損金不算入額260,000円の取消し及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分の取消し		
	裁決	平成17年6月30日	棄却		

別紙2

所得金額等の内訳

(単位：円)

区分			平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
申告所得金額		①	7,945,548	20,656,457	15,407,180
加算額	雑収入計上漏れ (内訳は別紙3のとおり)	②	123,151,118	117,093,486	96,515,356
	指導事業支出過大計上	③	499,580	499,580	—
	受取利息の計上漏れ (内訳は別紙5のとおり)	④	15,514	6,836	2,107
	寄附金の損金不算入額	⑤	118,146,073	93,452,299	87,301,771
	役員賞与の損金不算入額	⑥	—	—	260,000
	貸倒引当金の繰入限度超過額の損金算入過大額	⑦	—	8,572	8,573
	欠損金の過大控除額	⑧	1,379,832	—	—
	事業税の損金不算入額	⑨	—	933,000	—
	加算額の合計額	⑩	243,192,117	211,993,773	184,087,807
	減算額	寄附金及び給与の計上漏れ (内訳は別紙6のとおり)	⑪	119,720,000	95,151,400
役員賞与の計上漏れ		⑫	—	—	260,000
雑費の計上漏れ (内訳は別紙7のとおり)		⑬	768,284	1,568,733	2,542,579
貸倒引当金の繰入限度超過額の過大額		⑭	8,572	8,573	8,572
利子税の加算誤り		⑮	—	11,000	—
事業税の損金算入額		⑯	—	11,777,500	11,148,700
減算額の合計額		⑰	120,496,856	108,517,206	102,743,451
所得金額 (① + ⑩ - ⑰)		⑱	130,640,809	124,133,024	96,751,536
所得金額に対する法人税額			28,740,800	27,309,260	21,285,220
控除所得税額等			164,800	70,300	146,779
納付すべき法人税額			28,576,000	27,238,900	21,138,400

別紙3

雑収入の内訳

(単位：円)

区分		地区等	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
本件漁業協力金等	①		117,514,400	113,248,800	91,489,165
入 漁 料	②	F	330,000	330,000	275,000
		C	1,486,550	950,950	1,209,000
		D	384,978	228,787	500,327
		i	213,750	215,360	826,800
		小 計	2,415,278	1,725,097	2,811,127
受託販売手数料	③	G	1,636,605	1,559,789	812,929
備 船 料	④		739,000	—	—
i 酒 肴 料	⑤	B	—	—	20,000
		D	20,000	20,000	20,000
駐車料及び停船料	⑥	D	232,700	74,000	140,000
測 量 協 力 金	⑦	A	—	—	452,500
B 備 船 料	⑧	B	130,000	—	—
自動販売機手数料	⑨	D	110,000	80,000	—
集 会 所 手 数 料	⑩	D	14,000	44,000	—
建 物 移 転 補 償 金	⑪	G	—	—	543,635
h 寸 志	⑫	G	100,000	100,000	—
市 場 調 査 報 酬	⑬		125,285	161,800	96,000
フグ水揚調査報償金	⑭		60,000	60,000	60,000
i 酒 料	⑮		20,000	20,000	20,000
放流効果調査費	⑯		25,000	—	50,000
ホシガレイ売上	⑰		8,850	—	—
合計			123,151,118	117,093,486	96,515,356

※各雑収入の詳細は別紙4の各別表のとおり

別紙4

本件漁業協力金等（別紙3の①）の詳細

別表①-1（平成13年3月期）

入金年月日	支払者	金額①	既に雑収入等に計上した額②	差引計上漏れ額（①-②）
平成12年4月6日		1,340,000円	134,000円	1,206,000円
平成12年4月18日		1,410,000円	0円	1,410,000円
平成12年4月24日		3,053,697円		
平成12年4月25日		3,681,788円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年4月25日		3,264,515円		
平成12年5月22日		3,053,697円		
平成12年5月25日		3,681,788円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年5月25日		3,264,515円		
平成12年6月21日		2,658,800円	276,800円	2,382,000円
平成12年6月21日		3,053,697円		
平成12年6月23日		3,264,515円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年6月26日		3,681,788円		
平成12年7月14日		1,516,000円	0円	1,516,000円
平成12年7月21日		3,053,697円		
平成12年7月25日		3,681,788円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年7月25日		3,264,515円		
平成12年7月26日		1,530,000円	0円	1,530,000円
平成12年8月1日		1,441,440円	131,040円	1,310,400円
平成12年8月23日		3,053,697円		
平成12年8月24日		3,264,515円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年8月25日		3,681,788円		
平成12年9月11日		1,722,600円		
平成12年9月14日		1,017,900円	391,500円	2,349,000円
平成12年9月25日		3,062,243円		
平成12年9月25日		3,686,752円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年9月25日		3,251,005円		
平成12年10月23日		3,062,243円		
平成12年10月25日		3,686,752円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年10月25日		3,251,005円		
平成12年11月22日		3,062,243円		
平成12年11月24日		3,251,005円	1,500,000円	8,500,000円
平成12年11月24日		3,686,752円		
平成12年12月6日		1,500,000円	0円	1,500,000円
平成12年12月22日		3,251,005円		
平成12年12月22日		3,062,243円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年1月9日		3,686,752円		
平成13年1月23日		3,062,243円		
平成13年1月25日		3,686,752円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年1月25日		3,251,005円		
平成13年1月25日		12,421,600円	10,360,600円	2,061,000円
平成13年2月22日		3,062,243円		
平成13年2月23日		3,251,005円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年2月23日		3,686,752円		
平成13年3月7日		250,000円	0円	250,000円
平成13年3月21日		3,058,027円		
平成13年3月23日		3,668,657円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年3月23日		3,273,316円		
	合計	146,808,340円	29,293,940円	117,514,400円

別表①－２（平成14年3月期）

入金年月日	支払者	金額①	既に雑収入等に計上した額②	差引計上漏れ額（①－②）
平成13年4月23日		3,058,027円		
平成13年4月25日		3,668,657円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年4月25日		3,273,316円		
平成13年5月9日		5,490,000円	915,000円	4,575,000円
平成13年5月22日		3,058,027円		
平成13年5月25日		3,668,657円	1,500,000円	8,500,000円
平成13年5月25日		3,273,316円		
平成13年6月11日		1,110,000円	0円	1,110,000円
平成13年6月13日		657,000円	65,700円	591,300円
平成13年6月22日		2,439,736円		
平成13年6月25日		2,947,638円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年6月25日		2,612,626円		
平成13年7月5日		1,925,000円	550,000円	1,375,000円
平成13年7月6日		4,217,500円	602,500円	3,615,000円
平成13年7月23日		2,439,736円		
平成13年7月25日		2,947,638円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年7月25日		2,612,626円		
平成13年8月2日		4,920,000円	820,000円	4,100,000円
平成13年8月3日		750,000円	0円	750,000円
平成13年8月22日		2,439,736円		
平成13年8月24日		2,947,638円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年8月24日		2,612,626円		
平成13年9月21日		2,443,390円		
平成13年9月25日		2,711,572円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年9月25日		2,845,038円		
平成13年10月18日		1,568,000円	0円	1,568,000円
平成13年10月24日		1,675,000円	0円	1,675,000円
平成13年10月23日		2,443,390円		
平成13年10月25日		2,711,572円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年10月25日		2,845,038円		
平成13年11月20日		2,443,390円		
平成13年11月22日		2,711,572円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年11月22日		2,845,038円		
平成13年11月26日		555,000円	55,500円	499,500円
平成13年12月8日		1,200,000円	0円	1,200,000円
平成13年12月19日		1,500,000円	75,000円	1,425,000円
平成13年12月20日		1,000,000円	50,000円	950,000円
平成13年12月25日		2,711,572円		
平成13年12月25日		2,443,390円	1,200,000円	6,800,000円
平成13年12月25日		2,845,038円		
平成14年1月23日		2,443,390円		
平成14年1月25日		2,711,572円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年1月25日		2,845,038円		
平成14年2月19日		11,560,000円	7,960,000円	3,600,000円
平成14年2月22日		2,443,390円		
平成14年2月25日		2,711,572円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年2月25日		2,845,038円		
平成14年3月25日		1,215,000円	0円	1,215,000円
平成14年3月25日		2,695,133円		
平成14年3月25日		2,610,537円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年3月25日		2,694,330円		
	合計	139,342,500円	26,093,700円	113,248,800円

別表①－3（平成15年3月期）

入金年月日	支払者	金額①	既に雑収入等に計上した額②	差引計上漏れ額（①－②）
平成14年4月10日		690,000円	0円	690,000円
平成14年4月23日		2,694,330円		
平成14年4月24日		2,610,537円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年4月25日		2,695,133円		
平成14年5月22日		2,694,330円		
平成14年5月24日		2,610,537円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年5月24日		2,695,133円		
平成14年5月27日		860,000円	0円	860,000円
平成14年5月28日		875,000円	0円	875,000円
平成14年6月24日		2,694,330円		
平成14年6月24日		2,610,537円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年6月25日		2,695,133円		
平成14年7月1日		1,000,000円	0円	1,000,000円
平成14年7月23日		2,694,330円		
平成14年7月25日		2,695,133円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年7月25日		2,610,537円		
平成14年8月22日		2,694,330円		
平成14年8月23日		2,610,537円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年8月23日		2,695,133円		
平成14年8月30日		1,557,500円	222,500円	1,335,000円
平成14年9月11日		1,365,000円	0円	1,365,000円
平成14年9月24日		2,435,824円		
平成14年9月25日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年9月25日		2,950,318円		
平成14年10月3日		1,875,000円	312,500円	1,562,500円
平成14年10月3日		1,375,000円	0円	1,375,000円
平成14年10月7日		2,160,000円	0円	2,160,000円
平成14年10月23日		2,435,824円		
平成14年10月25日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年10月25日		2,950,318円		
平成14年11月5日		740,000円	540,000円	200,000円
平成14年11月22日		2,435,824円		
平成14年11月25日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年11月25日		2,950,318円		
平成14年12月6日		1,000,000円	0円	1,000,000円
平成14年12月24日		2,435,824円		
平成14年12月25日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成14年12月25日		2,950,318円		
平成15年1月23日		2,435,824円		
平成15年1月23日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成15年1月24日		2,950,318円		
平成15年2月24日		2,435,824円		
平成15年2月25日		2,613,858円	1,200,000円	6,800,000円
平成15年2月25日		2,950,318円		
平成15年3月24日		2,532,271円		
平成15年3月25日		2,801,064円	1,066,670円	4,266,665円
合計		106,830,835円	15,341,670円	91,489,165円

入漁料（別紙3の②）の詳細

別表②-1（F支所）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年4月22日	75,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成12年9月7日	65,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成12年10月21日	65,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成12年11月8日	75,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年3月2日	50,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	330,000円			
平成13年4月19日	50,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年6月5日	150,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年9月11日	65,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年10月18日	65,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	330,000円			
平成14年4月18日	150,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成14年11月5日	125,000円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	275,000円			

別表②-2（C支所）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年6月9日	285,950円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成12年7月12日	300,000円			C支所現金保管分
平成12年12月6日	600,600円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成12年12月25日	300,000円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	1,486,550円			
平成13年8月17日	238,070円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成13年12月17日	475,380円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成14年3月11日	237,500円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	950,950円			
平成14年7月5日	500,500円			C支所現金保管分
平成14年9月27日	300,000円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成14年12月9日	190,000円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成15年3月31日	218,500円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	1,209,000円			

別表②-3 (D支所)

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年3月30日	384,978円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	384,978円			
平成14年2月5日	228,787円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	228,787円			
平成14年12月11日	43,635円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月11日	221,873円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月16日	106,155円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月19日	2,417円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月26日	1,505円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月26日	77,493円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月27日	20,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月30日	2,570円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成15年3月31日	24,679円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	500,327円			

別表②-4 (iから)

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年1月9日	27,000円	E支所 代表 u		A漁業協同組合
平成13年1月9日	57,000円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成13年1月9日	71,250円	D支所 代表 f		A漁業協同組合
平成13年1月9日	15,750円	A支所 代表 y		A漁業協同組合
平成13年1月9日	42,750円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	213,750円			
平成14年1月15日	32,560円	E支所 代表 u		A漁業協同組合
平成14年1月15日	20,000円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成14年1月15日	32,560円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成14年1月15日	32,560円	D支所 代表 f		A漁業協同組合
平成14年1月15日	32,560円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成14年1月15日	32,560円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成14年1月15日	32,560円	A支所 代表 y		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	215,360円			
平成15年2月3日	137,800円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成15年2月3日	137,800円	E支所 代表 u		A漁業協同組合
平成15年2月3日	137,800円	D支所 代表 f		A漁業協同組合
平成15年2月3日	137,800円	C支所 代表 t		A漁業協同組合
平成15年2月3日	137,800円	A支所 代表 y		A漁業協同組合
平成15年2月3日	137,800円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	826,800円			

受託販売手数料（別紙3の③）の詳細

別表③－1（平成13年3月期）

入出金年月日	仮受金額①	出金額②	差引計上漏れ額 （①－②）	備考
	3,055,210円		/	hからの仮受金
平成12年5月9日	204,750円			hからの仮受金
平成12年7月14日		1,202,540円		組合員精算
平成12年7月28日		420,815円		受託販売手数料計上済額
合計	3,259,960円	1,623,355円		1,636,605円

別表③－2（平成14年3月期）

入出金年月日	仮受金額①	出金額②	差引計上漏れ額 （①－②）	備考
平成13年2月23日	4,000,000円		/	hからの仮受金
平成13年3月1日		46,200円		運賃支払
平成13年3月12日	4,000,000円			hからの仮受金
平成13年3月12日	3,000,000円			hからの仮受金
平成13年3月13日		8,166,560円		組合員精算
平成13年3月26日		104,886円		運賃支払
平成13年3月30日	3,500,000円			hからの仮受金
平成13年4月11日	1,400,000円			hからの仮受金
平成13年4月13日		3,982,600円		組合員精算
平成13年4月26日		72,975円		運賃支払
平成13年6月15日		327,400円		hへの精算返金
平成13年7月3日		1,214,590円		組合員精算
平成13年7月31日		425,000円		受託販売手数料計上済額
合計	15,900,000円	14,340,211円	1,559,789円	

別表③－3（平成15年3月期）

入出金年月日	仮受金額①	出金額②	差引計上漏れ額 （①－②）	備考
平成14年3月1日	3,000,000円		/	hからの仮受金
平成14年3月1日	2,000,000円			hからの仮受金
平成14年3月12日	2,000,000円			hからの仮受金
平成14年3月18日		5,400,720円		組合員精算
平成14年3月25日		100,041円		運賃支払
平成14年3月28日	1,000,000円			hからの仮受金
平成14年4月16日		750,240円		組合員精算
平成14年4月26日		16,065円		運賃支払
平成14年6月6日		614,840円		組合員精算
平成14年6月14日		90,025円		hへの精算返金
平成14年7月31日		215,140円		受託販売手数料計上済額
合計	8,000,000円	7,187,071円	812,929円	

備船料（別紙3の④）の詳細

別表④（平成13年3月期のみ）

入金年月日	金額	相手先	経理年月日	左のうち債権回収として経理した金額	債務者氏名
平成12年7月24日	55,000円	㊸株式会社	平成12年12月27日	300,000円	㉠
平成12年8月3日	1,125,000円				
平成13年3月19日	335,000円	株式会社〇	平成13年3月22日	265,000円	㉠
平成12年12月27日	300,000円	㊸株式会社	平成13年3月30日	174,000円	㉠
平成13年2月28日	120,000円				
雑収入計上漏れとなる金額合計				739,000円	

i 酒肴料（別紙3の⑤）の詳細

別表⑤-1（B支所）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成15年1月8日	20,000円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成15年3月期	20,000円			

別表⑤-2（D支所）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年1月6日	20,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月期	20,000円			
平成14年1月10日	20,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年3月期	20,000円			
平成15年1月9日	20,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成15年3月期	20,000円			

駐車料及び停船料（別紙3の⑥）の詳細

別表⑥

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等	区分
平成12年5月17日	6,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年5月31日	3,300円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年6月6日	98,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成12年6月10日	900円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年6月20日	600円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年7月18日	1,200円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年7月31日	300円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年8月10日	900円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年8月10日	25,200円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成12年8月31日	300円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成13年2月15日	2,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月1日	30,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	駐車料
平成13年3月5日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月17日	2,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月22日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月23日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月23日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月26日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月27日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月27日	2,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年3月期合計	232,700円				
平成13年4月2日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年4月3日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年4月16日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年6月15日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年8月7日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成13年9月20日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年3月11日	2,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年3月26日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年3月26日	2,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年3月期合計	74,000円				
平成14年4月1日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月3日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月4日	20,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月10日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月11日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月12日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月22日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年4月26日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年5月27日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成14年5月29日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成15年3月25日	20,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成15年3月31日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合	停船料
平成15年3月期合計	140,000円				

測量協力金（別紙3の⑦）の詳細

別表⑦（平成15年3月期のみ）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成14年9月4日	195,000円	A支所 代表甲		A漁業協同組合
平成14年9月4日	257,500円	A支所 代表甲		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	452,500円			

B 備船料（別紙3の⑧）の詳細

別表⑧（平成13年3月期のみ）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年11月1日	120,000円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成12年11月1日	10,000円	B支所 代表 j		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	130,000円			

自動販売機手数料（別紙3の⑨）の詳細

別表⑨

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年6月26日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成12年7月28日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成12年7月28日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成12年9月28日	20,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成12年10月26日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年2月1日	30,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年2月27日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月28日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	110,000円			
平成13年5月31日	20,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年6月28日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年7月30日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年8月30日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年9月25日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年10月30日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年11月28日	10,000円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	80,000円			

集会所手数料（別紙3の⑩）の詳細

別表⑩

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年1月5日	14,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	14,000円			
平成13年7月16日	7,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年7月24日	14,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年11月19日	16,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年2月25日	7,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	44,000円			

建物移転補償金（別紙3の⑪）の詳細

別表⑪（平成15年3月期のみ）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成14年11月12日	380,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年11月20日	163,635円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成15年3月期合計	543,635円			

h寸志（別紙3の⑫）の詳細

別表⑫

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年6月12日	100,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年3月期合計	100,000円			
平成13年6月18日	100,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年3月期合計	100,000円			

市場調査報酬（別紙3の⑬）の詳細

別表⑬

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年4月3日	13,680円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成12年4月3日	28,380円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成12年4月11日	14,600円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成12年4月27日	25,845円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成12年4月27日	42,780円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	125,285円			
平成13年4月27日	37,150円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年4月27日	22,750円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月8日	22,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月8日	750円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月9日	7,500円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月11日	29,650円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月22日	27,400円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年5月22日	14,600円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	161,800円			
平成14年4月23日	18,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年4月26日	18,500円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年5月10日	20,500円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年5月17日	20,500円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年7月25日	18,500円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	96,000円			

フグ水揚調査報償金（別紙3の⑭）の詳細

別表⑭

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年4月14日	60,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	60,000円			
平成13年5月8日	60,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	60,000円			
平成14年4月12日	60,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	60,000円			

i 酒料（別紙3の⑮）の詳細

別表⑮

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年1月9日	20,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	20,000円			
平成14年1月8日	20,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年3月期合計	20,000円			
平成15年1月8日	20,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	20,000円			

放流効果調査費（別紙3の⑯）の詳細

別表⑯

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年2月2日	25,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	25,000円			
平成14年4月2日	25,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年2月4日	25,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年3月期合計	50,000円			

ホシガレイ売上（別紙3の⑰）の詳細

別表⑰（平成13年3月期のみ）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年2月16日	8,850円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	8,850円			

別紙5

受取利息の計上漏れ（別紙2の④）の詳細

別表⑧-1

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年4月1日	3,059円	f		郵便局
平成12年8月1日	14円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成12年8月21日	2,498円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成12年8月21日	13円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成12年8月21日	59円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成12年8月21日	28円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成12年8月21日	157円	E漁業生産研究会代表 q		A漁業協同組合
平成12年9月10日	905円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年2月19日	5,275円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成13年2月19日	102円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年2月28日	308円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年3月1日	1,555円	E漁業生産研究会代表 q		A漁業協同組合
平成13年3月11日	1,377円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年8月30日	117円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月30日	47円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年3月期合計	15,514円			

別表⑧-2

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年4月1日	2,349円	f		郵便局
平成13年8月20日	1,791円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成13年8月20日	53円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成13年8月21日	373円	E漁業生産研究会代表 q		A漁業協同組合
平成13年8月31日	64円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成13年9月6日	30円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成13年9月6日	25円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成13年9月9日	671円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年2月18日	897円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成14年2月18日	28円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年2月21日	176円	E漁業生産研究会代表 q		A漁業協同組合
平成14年2月25日	17円	環境整備費 代表 f		A漁業協同組合
平成14年2月26日	5円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年2月28日	29円	F支所 代表 r		A漁業協同組合
平成14年3月10日	328円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年3月期合計	6,836円			

別表⑱－3

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成14年4月1日	314円	f		郵便局
平成14年8月19日	76円	E 漁業生産研究会代表 q		A 漁業協同組合
平成14年8月19日	253円	A 地区砂利採取委員会		A 漁業協同組合
平成14年8月19日	13円	環境整備費 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年8月19日	10円	F 支所 代表 r		A 漁業協同組合
平成14年8月19日	9円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成14年8月19日	5円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年8月28日	1,081円	G 組合 代表丙		A 漁業協同組合
平成14年9月15日	107円	G 組合 代表乙		M 銀行長浜支店
平成15年2月17日	37円	E 漁業生産研究会代表 q		A 漁業協同組合
平成15年2月17日	131円	A 地区砂利採取委員会		A 漁業協同組合
平成15年2月17日	7円	環境整備費 代表 f		A 漁業協同組合
平成15年2月17日	5円	F 支所 代表 r		A 漁業協同組合
平成15年2月17日	3円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成15年2月17日	2円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成15年3月9日	54円	G 組合 代表乙		M 銀行長浜支店
平成15年3月期合計	2,107円			

別紙6

寄附金及び給与の計上漏れ額（別紙2の⑩）の詳細

別表⑩-1（平成13年3月期）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等	左のうち分配したと認められる額
平成12年6月9日	18,370,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	18,370,000円
平成12年9月8日	18,010,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	18,010,000円
平成12年9月11日	3,600,000円	F支所代表 r		A漁業協同組合	2,500,000円
平成12年12月1日	2,410,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	2,410,000円
平成12年12月2日	16,130,000円	E漁業生産研究会代表 q		A漁業協同組合	16,130,000円
平成12年12月8日	17,990,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	17,990,000円
平成12年12月8日	3,270,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	3,270,000円
平成12年12月4日	3,500,000円	f		郵便局	9,710,000円
平成12年12月12日	400,000円	f		郵便局	
平成13年1月9日	3,865,250円	D支所代表 f		A漁業協同組合	
平成13年1月30日	2,000,000円	松捕藤清		郵便局	
平成13年1月9日	1,300,000円	C支所代表 t		A漁業協同組合	1,300,000円
平成13年1月9日	12,002,111円	B支所代表 j		A漁業協同組合	11,730,000円
平成13年3月12日	18,000,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	18,000,000円
平成12年7月12日から 平成13年3月31日の間	300,000円			C支所現金保管分	300,000円
合計(寄附金となる額)					119,720,000円

別表⑩-2（平成14年3月期）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等	左のうち分配したと認められる額
平成13年6月11日	17,640,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	17,640,000円
平成13年9月10日	14,130,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	14,130,000円
平成13年9月25日	1,375,000円	F支所代表 r		A漁業協同組合	2,350,000円
平成13年12月20日	500,000円	F支所代表 r		A漁業協同組合	
平成14年1月24日	880,000円	F支所代表 r		A漁業協同組合	
平成13年11月30日	10,740,000円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合	10,740,000円
平成13年12月3日	2,280,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	2,280,000円
平成13年12月3日	2,700,000円	f		郵便局	4,840,000円
平成14年1月24日	3,333,650円	D支所代表 f		A漁業協同組合	
平成13年12月10日	18,330,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	18,330,000円
平成13年12月17日	10,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	10,000円
平成14年1月24日	900,000円	C支所代表 t		A漁業協同組合	371,400円
平成14年1月24日	10,495,200円	B支所代表 j		A漁業協同組合	10,330,000円
平成14年3月11日	14,130,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	14,130,000円
合計					95,151,400円
非組合員の組合職員2名に対する額					168,000円
差引寄附金となる額					94,983,400円
上記非組合員の組合職員2名に対する額の内訳					
氏名	金額	備考			
㊦	93,000円	A支所分配金として支給			
㊧	75,000円	A支所分配金として支給			
合計	168,000円				

別表⑱－ 3（平成15年3月期）

入金年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等	左のうち分配したと認められる額
平成14年6月10日	15,460,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	15,460,000円
平成14年9月10日	15,440,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	15,440,000円
平成14年12月9日	4,900,000円	f		郵便局	7,170,000円
平成15年1月6日	3,021,360円	D支所代表 f		A漁業協同組合	
平成14年12月10日	15,270,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	15,270,000円
平成14年12月10日	740,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	740,000円
平成15年1月6日	1,200,000円	C支所代表 t		A漁業協同組合	323,600円
平成15年1月6日	11,500,000円	E支所代表 u		A漁業協同組合	11,450,000円
平成15年1月6日	7,680,960円	B支所代表 j		A漁業協同組合	7,660,000円
平成15年3月10日	15,270,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合	15,270,000円
合計					88,783,600円
非組合員の組合職員2名に対する額					198,000円
差引寄附金となる額					88,585,600円
上記非組合員の組合職員2名に対する額の内訳					
氏名	金額	備考			
Ⓔ	101,000円	A支所分配金として支給			
Ⓒ	97,000円	A支所分配金として支給			
合計	198,000円				

別紙 7

雑費の計上漏れ額（別紙 2 の⑬）の詳細

別表⑳－1（平成13年3月期）

支出年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成12年4月1日	89,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年4月26日	26,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年5月13日	44,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年5月17日	20,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年5月23日	13,200円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年5月26日	10,000円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成12年6月1日	499円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年6月28日	30,870円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年6月28日	4,900円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年7月4日	2,058円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年8月2日	10,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年9月1日	35,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年9月8日	15,950円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年10月11日	735円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成12年10月14日	13,022円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年10月26日	8,120円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年12月4日	2,940円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成12年12月4日	1,420円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成12年12月27日	8,600円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年3月2日	431,970円	A地区砂利採取委員会		A 漁業協同組合
合計	768,284円			

別表㊟－ 2（平成14年3月期）

支出年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成13年4月5日	5,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年4月9日	4,000円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年4月9日	16,100円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年4月24日	2,100円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年4月26日	116,550円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年4月26日	10,000円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年5月11日	10,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年5月18日	17,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年5月25日	10,000円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年6月14日	6,100円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年6月15日	420円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年6月28日	10,500円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年7月25日	10,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年8月22日	7,990円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年9月21日	5,250円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年9月26日	37,800円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年9月27日	17,850円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年10月1日	21,525円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年10月4日	12,600円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年10月5日	12,600円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年10月12日	180,000円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年10月22日	9,900円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年10月24日	2,645円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成13年11月29日	420円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年12月3日	16,335円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年12月5日	3,500円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年12月5日	140,000円	職員代表 戊		A 漁業協同組合
平成13年12月14日	267,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成13年12月28日	190,000円	A地区砂利採取委員会		A 漁業協同組合
平成14年1月17日	4,620円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年1月28日	230,500円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年1月31日	2,470円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年2月6日	600円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年2月13日	3,150円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年2月14日	48,300円	e 代表 f		A 漁業協同組合
平成14年3月5日	3,859円	E 漁業生産研究会代表 q		A 漁業協同組合
平成14年3月6日	120,000円	A地区砂利採取委員会		A 漁業協同組合
平成14年3月19日	12,049円	e 代表 f		A 漁業協同組合
合計	1,568,733円			

別表㊟-3 (平成15年3月期)

支出年月日	金額	口座名	口座番号	金融機関名等
平成14年4月5日	3,637円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年5月7日	4,147円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年5月7日	15,540円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年6月4日	30,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年6月5日	4,464円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年6月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年6月18日	58,300円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年6月20日	195,200円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成14年6月28日	543,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年6月28日	75,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年7月5日	3,769円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年7月8日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年8月5日	15,178円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年8月5日	9,140円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年8月5日	6,259円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年8月7日	7,700円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年8月13日	23,670円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年8月14日	20,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年8月20日	94,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年8月26日	3,000円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成14年9月5日	7,064円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年9月9日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年9月13日	78,700円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年9月13日	3,560円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年9月18日	5,220円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年9月24日	30,000円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年9月26日	102,000円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成14年9月26日	840円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
平成14年9月27日	15,750円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年10月7日	3,975円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年10月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年10月18日	2,890円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年11月18日	80,000円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年11月5日	3,853円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年11月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年12月5日	7,488円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年12月9日	10,500円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月9日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成14年12月13日	1,995円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月17日	776,500円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成14年12月25日	3,105円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成14年12月30日	23,100円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年1月7日	4,468円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年1月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年1月14日	11,025円	職員代表 戊		A漁業協同組合
平成15年1月14日	7,309円	e 代表 f		A漁業協同組合
平成15年2月3日	42,207円	G組合 代表乙		M銀行長浜支店
平成15年2月5日	4,093円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年2月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年3月5日	3,483円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年3月7日	7,770円	E漁業生産研究会・代表 q		A漁業協同組合
平成15年3月28日	131,450円	A地区砂利採取委員会		A漁業協同組合
合計	2,542,579円			

別紙 8

預貯金等の内訳

	金融機関名	種別	口座番号	名義
①	A 漁業協同組合	普通貯金		A 地区砂利採取委員会
②	A 漁業協同組合	普通貯金		E 漁業生産研究会代表 q
③	A 漁業協同組合	普通貯金		F 支所代表 r
④	A 漁業協同組合	普通貯金		e 代表 f
⑤	A 漁業協同組合	普通貯金		環境整備費代表 f
⑥	A 漁業協同組合	普通貯金		職員代表 戊
⑦	M 銀行長浜支店	普通預金		G 組合代表 乙
⑧	A 漁業協同組合	定期貯金		G 組合代表 丙
⑨	郵便局	通常貯金		f
⑩	A 漁業協同組合	別段貯金		A 支所代表 y
⑪	A 漁業協同組合	別段貯金		C 支所代表 t
⑫	A 漁業協同組合	別段貯金		F 支所代表 r
⑬	A 漁業協同組合	別段貯金		E 支所代表 u
⑭	A 漁業協同組合	別段貯金		D 支所代表 f
⑮	A 漁業協同組合	別段貯金		B 支所代表 j
⑯	A 漁業協同組合	別段貯金		G 支所代表 ㊸
⑰	A 漁業協同組合	別段貯金		A 支所代表 甲
⑱	A 漁業協同組合	別段貯金		A 防波堤代表 丁